

司法精神医学講演会記録

「刑事責任能力判断の 新たな動向」 付録資料

裁判員法 模擬裁判における 鑑定書モデル

社団法人 日本精神神経科診療所協会
医療観察法等検討委員会



司法精神医学講演会記録

**「刑事責任能力判断の
新たな動向」 付録資料**

**裁判員法 模擬裁判における
鑑定書モデル**

目次

司法精神医学講演会記録

「刑事責任能力判断の 新たな動向」付録資料

裁判員法 模擬裁判における鑑定書モデル

簡易鑑定書

- ・ 正本 1
- ・ 簡易版（裁判員へ提示）..... 14
- ・ 要旨（裁判員へ提示）..... 24

公判鑑定書

- ・ 正本 27
 - ・ 簡易版（裁判員へ提示）..... 38
-

A地方検察庁検察官検事 ○○○○ 殿

平成 19 年 6 月 18 日
甲県 A 市中央 2 - 1 - 1
甲県立第一病院
医師 大田 誠司[㊞]

森 一郎

簡易精神鑑定書

殺人被疑事件 被疑者 森一郎に対する簡易精神鑑定書

1 はじめに

この簡易鑑定書は、平成 19 年 6 月 11 日、A 地方検察庁検察官検事〇〇〇〇殿より、被疑者森一郎の殺人被疑事件について、下記事項の簡易鑑定を嘱託されたことに基づいて作成されたものである。

嘱託をうけた鑑定事項は、以下の 3 点である。

1. 上記の者について、本件犯行当時及び現在における精神状態の異常の有無並びに自己の行為に対する是非善悪の弁別能力の有無・程度
2. 上記の者の精神状態に異常のある場合には、その病症名及びその病状に対し、入院措置の必要の有無
3. その他参考事項

社会生活に対する適応の程度

被疑者が何らかの疾病に罹患している場合、その疾病により過去の事実について健忘を来す可能性の有無

詐病の疑いの有無

そこで私は、本事件の捜査関係書類等を精読し、甲県立第一病院において平成 19 年 6 月 11 日、12 日に血液検査、脳波検査、心理検査を、さらに翌 6 月 12 日に面接を被疑者に対して行った。以下にその結果を報告する。

2 事件の概要

被疑者は、平成 19 年 6 月 22 日午後 7 時 43 分頃、甲県 A 市集町 3 丁目 11 番 15 号株式会社隼レンタカー本店駐車場において、同店従業員田村弘（58 歳）に近づき、所携の刃物で田村弘の顔面左頬部を切りつけた後、背部を突き刺し、大動脈切断による出血性ショックのため死亡させ、もって殺害した。その後、犯行現場から自転車で逃走した。

3 本人歴 犯行に至るまでの経過

被疑者は昭和 42 年 5 月 4 日に乙県 C 市に生まれ、父（森富夫）と母（森とめ）のもと、姉 2 人兄 2 人とともに 5 人兄弟の末っ子として育てられた。家は農家で穀物を作って生計をたてていた。父は被疑者が 5～6 歳のころ死亡した。乙県 C 市の山田小学校、中学校を卒業した。

18 歳時に乙県の職業訓練校（塗装科）を卒業し、C 土木という道路舗装会社に勤め、現場の舗装工事の仕事に従事した。その後は定職に就かず、職を転々としていた。

その後、平成 4 年 7 月 21 日に母の住む乙県 C 市に帰ってきた。同年 7 月 25 日に入水自殺を

図ったが、浜に打ち上げられて未遂に終わった。その夜、一人で家に帰ってきて、母に「死んだ人の霊が見える、眠れない」と易怒的に訴えたという。同年7月29日、心配した母に連れ添われC市立病院精神科に受診となった。受診時「死霊が取り憑いている、操られている」「東京から誰かが追いかけてきそう」「テレビでも噂されている」と訴え、幻覚妄想状態と診断され同日、任意入院となった。入院後、ハロペリドール（抗精神病薬）の内服による治療で症状は改善したが、同年8月17日、些細なことで他患と喧嘩となったことを契機に、本人の強い希望で退院となった。この時の診断は『本人の性格傾向と心因反応による幻覚妄想状態である』とC市立病院の医師による捜査関係事項照会書に記載されている。

退院後は通院せず道路工事会社にて舗装工として働き、平成6年1月17日に家族の紹介で、乙県C市にて吉野さとみ（当時23歳）と結婚し、乙県C市に同居するようになった。平成7年8月頃より不眠、食欲不振、焦燥感が強まり、妻や子供にあたるようになった。また部屋の壁に落書きをしたり、訳のわからない事を言い、仕事に行きことも出来なくなったため、同年9月26日に母と兄に付き添われ、C市立病院精神科に受診となった。受診時、明らかな幻覚妄想の訴えはないものの、硬い表情で反応性に乏しく、「気分がさえず、頭が空っぽになったように集中できず考えられない、いらいらしてしまう、家族さえいなければ死んでしまいたい、ここしばらく過労気味であった」と訴えた。うつ状態と診断され同日、任意入院となった。入院後、スルピリド（抗精神病薬）の内服による治療で症状は改善したが、C市立病院の医師による捜査関係事項照会書の中では、『入院直後より抑うつ的印象は薄く、妻子を抱えて困難な状況から逃げ出してきたような印象が大であり、歯科治療の外出の際に自宅に寄り、自動車を乗り回したり、妻と喧嘩したりしていた』とされている。この2回目の入院も心因反応と診断されている。退院後は通院せず、再び道路工事会社にて舗装工として働いていた。

平成13年2月に兄夫婦を頼ってA市に転居し、当初は県営団地の18号館に住んでいた被疑者の兄夫婦と同居していた。同年5月に県営団地の10号館308号室に被疑者と妻、子供3人と共に生活するようになった。被疑者はA市に転居してすぐの平成13年2月13日からパチンコスリーセブンで清掃員として働き始め、遅刻や欠勤はないものの、『物覚えが悪く、自分で理解して行動する事ができない感じだった。従業員との交流もなく孤立していた。注意すると怒ったような顔つきになる。「何で俺が」みたいな独り言を言っていた。他の従業員が注意したときは殴り合い寸前までなった。』とパチンコ店店長の供述調書の記載からは、勤務態度は決して良好ではなかった。平成13年10月頃よりつじつまの合わないことを言い、妻や子供に暴力を振るうようになった。また子供の前でアダルトビデオを鑑賞したり、妻の寝ている横で自慰行為にふけることがあったという。

平成15年5月に被疑者に暴力を振るわれ、ぼろぼろの服を着た妻が、パチンコ店に助けを求めにきたことで、平成15年5月25日、会社側は被疑者を解雇した。またこのころ、暴力に耐えられなくなった妻は子供を引き取り、被疑者と離婚した。

離婚後、被疑者は平成16年11月30日から平成17年3月17日まで丙自動車株式会社A工場で自動車内部のアスファルトシート張りの仕事をしていたが、平成17年3月に5日以上無断欠勤をし、A市の母親のところへ帰ってしまったため、自己都合退社で平成17年3月18日付けで退職になった。

『評判は非常に悪く仕事のミスを指摘され、注意されると激怒し暴言を吐き、上司に逆らい質問された事に対して意味不明な事を言い出し、まともな答えができなかった。責任のある仕事にはつけさせられなかった。』と丙自動車株式会社A工場の総括人事部の調査で報告されてい

る。

丙自動車株式会社を退職後は、職に就かず部屋に閉じこもりがちの生活を送るようになった。母が毎日食事の用意をし、家賃や光熱費も負担していた。また生活費がなくなると母の所へ行き、お金を請求していたため、母や兄弟が仕事をするように勧めたが、大声で怒鳴り話にならなかった。また被疑者の金遣いは荒く、保険を突然解約し、下ろした 20 万円を全てパチンコに使ってしまったことがあった。

注：この本人歴は本人の供述や捜査関係書類等を参考にし、総合的に判断して記載したものである。被疑者は「ロサンジェルスで 6 年間生活し、ロサンジェルス危険物学校（4 年間）を卒業して危険物取り扱い乙種の資格を取った。」と訴えていたが、真実か否か現時点では判断できないものの、明らかに奇異な印象を受けた供述については、除いてある。

4 犯行前後の状況

被疑者は平成 19 年 3 月 21 日に隼レンタカー本店に行き、同年 3 月 23 日までレンタカー（日産マーチ A 500 わ 222 号）を借りる契約をしたが、契約日を過ぎても車両を返却せず、会社側より再三にわたり電話連絡したが、一向につながらなかった。

隼レンタカー本店職員中田恵美子の供述調書によると、以前にも車を貸すとき「今からロサンジェルスに行くから車を貸してくれ」と言ったり、貸した車のことを「イギリスで借りた車だから」等と奇異なことを言っていた様である。

被疑者と連絡が取れないため、同年 4 月に会社職員（隼レンタカー本店レンタル部長鈴木光男）が被疑者の住所地である県営団地 10 号棟 308 室に行ったところ、本人が居たため「あなたが借りた車は、期限が過ぎているので返してください」と言ったところ「お宅から借りた車ではない」との返答があり、返却する気はなかった。同年 5 月 29 日にも被疑者宅に行ったが、会うことは出来ず、「催告書」をポストに入れ、車のワイパー部分にも同様の書類を挟んでおいた。その後も被疑者からの連絡はなく、平成 19 年 6 月 1 日午後 3 時頃にスペアキーで被疑者宅の駐車場から、車両を引き上げてきた。それまでは車両内にテレビや布団、芳香剤などがあって車内で生活している様子であったが、引き上げた時には洗車もしてあり、ワイパーは上がっていた。

翌 6 月 2 日の午後 2 時頃、被疑者から「マーチの 222 はそっちにあるのか」と電話で言ってきたため、「その車は当社の車でレンタル期間も過ぎておりますので当社にあります」と返答したところ、「その車は俺の車だ、何で勝手に持っていくんだ」と一方的に話すばかりであった。午後 4 時頃、再び被疑者より「俺の買った車だ、俺の車を勝手に持っていったから、警察に訴えるぞ」と電話があった。その他にも数回、被疑者より怒った口調で電話があった模様である。

自分の買った車を隼レンタカー本店に盗まれたと思い込んだ被疑者は、刃物を所持し自転車にて同店に向かい、午後 7 時 30 分頃到着した。被疑者の供述書より、『被害者は全く知らない人だが、僕に車のことをああだ、こうだ言うので頭にきたのでカッとなって殺そうと考え、まず顔を斬りつけ、その後、背中、肩の下、のどを刺して殺した』との内容が記載されているが、被害者の近くにいた同店の嘱託職員である山口友之の供述によると「田村さんに文句を言い、

田村さんが「なんですか」と返答したと思ったらいきなり、被疑者は顔面を殴った』とされている。

被害者の背部を突き刺した後、刃物をズボンの左ポケットにしまい、乗ってきた自転車で、その場から逃走した。その後、B郡山下町長沢 123 番地先「空き地」の穴に刃物を地面に刺し、その上に大きな石を乗せ、刃物の折れた柄をすもも畑の方に投げた。

刃物を投棄した後、自宅に帰宅したところを、待機していた捜査員に逮捕された。

5 犯行当時における精神状態

被疑者は犯行の後、「イギリス隼レンタカーから借りた車で、大事な車を盗まれた、この車を返してもらわないと僕がイギリス隼レンタカーに賠償しなければならない、大変困ったのです。中略。だから盗まれた時はドキッとして凄く悔しかったですし、どうしても取り返さなければならないと思いました。」「イギリスの隼レンタカーから安く譲り受けたものです。」「山口範夫から借りた」等と供述しており、自分が平成 19 年 3 月 21 日隼レンタカー本店に行き、同年 3 月 23 日までレンタカーを借りる契約をしたが、契約日を過ぎても車両を返却していないという認識は全くなかった。

犯行当時、被疑者は「自分の車が盗まれた」という妄想に支配されており、妄想が同店に向きかけとなった可能性が高い。また刃物を所携していった理由や殺意、計画性については、平成 19 年 6 月 12 日に行われた鑑定人との問診の内容を参照すると

鑑定人 何でナイフをもっていったの？

被疑者 自分を守るために。

鑑定人 話するためなら、ナイフはいらないでしょ。

被疑者 いろんなうわさがあって、よく分からないけど、うちの車を盗んだとか、パチンコエースと関連があるとか、悪い事してるんじゃないかとか、パチンコの裏で人を殺しているの、死体をみている。スリーセブン（パチンコ店）で死体を何回かみて、びびった。通ったとき死体があった。

鑑定人 人の死体？

被疑者 わからない。

鑑定人 隼レンタカー本店の人がやったの？

被疑者 拳銃や包丁持っているから。

鑑定人 何でナイフを持って行ったの？

被疑者 びびっちゃって、イギリス隼レンタカーに返さないと賠償しなければならないし、何の肉か分からないけど、怖かったし、自分で取り戻さなければならない。自分を守るからナイフを持っていった。けんかになるかもしれないと思ったから。

鑑定人 殺そうと思って持っていったの？

被疑者 それだったら、包丁をもっていった。カッとなったら分からないけど、何かの時には刺そうと、やられたらやってやろうと思った。

刃物については始めから、計画的な殺害目的で所携してわけではなく、「本店の店員が拳銃や包丁を持っている」「死体を近辺でみた」という妄想に基づく恐怖感から、自己防衛のため

に用意した色合いが強い。しかし「何かあったらやってやろう」と殺意が全くなかったわけではない。また犯行に使用した刃物を投棄した後、明らかに身元が分かっているにも関わらず、自宅に帰宅し逮捕された過程から推察するに、犯行に計画性があったかどうかは疑わしい。犯行前に被疑者と全く接触のない田村弘を刺したことについても、短絡的で無計画な行動である。

犯行後、刃物を左ポケットにしまい、自転車で現場から逃走し、人目のつかない所へ刃物を投棄したことは、自己の行為に対しての後ろめたさがあったと推測される。

引当たり捜査報告書から、犯行現場を案内してくれと言ったところ「Aバイパス沿いで隼町の隼レンタカーまでお願いします」と申立てており、刃物で相手を刺した場所も指示説明できている。犯行当時のことや、逃走経路、犯行に使用した刃物の投棄場所を詳細に記憶しており、意識障害や健忘をきたす状態下での犯行ではない。

犯行当時、「自分の車が盗まれた」という妄想に支配されており、妄想が同店に出向くきっかけや、易怒的な感情を引き起こした可能性が高いが、暴力や殺害を指示するような幻聴や、人を殺害するという思考内容に左右されての犯行ではない。

つまり犯行当時、被疑者には精神異常が存在し、犯行に至るきっかけに大きく関与しているが、妄想が犯行の直接的な原因とは考えられない。

6 現在における精神状態

(1) 妄想・妄想追想

被疑者には、幻聴は認められないが、鑑定時の診察の中では、「ロサンジェルス第一リトルジャパンに住んでいる時、イギリス第一リトルジャパンで借りた。ちゃんと住民票がある」、「拳銃や包丁持っているから、びびっちゃって、返さないと賠償しなければならないし」「刺したけど死んではない。死んでいないのは事実です。死んでいないのに、死んでると言われても、了解できないとこだね。何ヵ月もたって死んだら、それは本人の責任じゃないかな。和光病院の診断書で裁判になるけど」「あのマーチはエンジンが特殊で、原爆と水爆弾で拳銃みたくなっていた。5兆円した。コレクションで人が買ったもので、私が借りた。エンジンが3つ付いている、モーター1個と、空気圧のエンジンとエンジンが3つ付いている、乗るものではない」等の妄想様言動が認められた。

自分の居住地に関する妄想や、車を盗まれたという被害妄想、自分の借りた車に対する誇大な妄想が主に認められる。また妄想による追想の誤りがあり、自分の経験した内容とは違ったものが空想的・誇張的に脚色されて追想され（誤記憶）ることや、過去の事実を自分独自の妄想的解釈によって、自在に作り変えて追想する（妄想的追想）ことが認められる。被疑者は自分が殺人をしたという認識は全くなく、刺したが殺していないという妄想的解釈をしている。

(2) 思考障害（思考過程の異常）

鑑定時の診察の中では、質問に対する反応性もよく、会話もスムーズであり一見、正常のようであるが、会話の流れから、考えの進み方に統一がなくなり、何を言おうとしているのか分からない場面があった。

鑑定人 女にふられるとおちこむの

被疑者 リンゴとミカンの違いふふ

先生に言われて、一晩考えました。

鑑定人 何でそんなこと急に言うの？

被疑者 リンゴは1ヵ月、ミカンは1ヵ月

だから2ヵ月、2種類あるから2ヵ月

僕にもさっぱり分かん。

上記の会話には、まとまりがなく、何の話だか分からない。被疑者には明らかな支離滅裂思考はないが、軽度の主題の飛躍的変化が認められることがある。

(3) 精神発達遅滞

軽度の精神発達遅滞が認められる。被疑者は、母親の援助がありながらであるが、アパートで単身生活を営めるほどの技能を持ち、およそ2時間にわたった鑑定人との面接を行うことが可能であった。

心理検査の結果からも軽度の精神発達遅滞に相当する所見が得られた。つまり、甲県立第一病院で平成19年6月11日に行われた心理検査では、WAIS-Rによる知能指数(IQ)が57であり、IQは50以上あって、軽度の精神発達遅滞(標準化された知能検査でIQ 50～69)の範囲におさまっている。

現在における精神状態のまとめ

現在の精神状態として、主に妄想が存在し、妄想による追想の誤りから、被疑者は自分が殺人をしたという認識は全くなく、刺したが殺していないという妄想的解釈をしている。レンタルした車両のナンバーや、逃走経路、犯行に使用した刃物の投棄場所を詳細に記憶しており、健忘や意識障害の存在は否定される。

詐病者は確認可能な目標を持って徴候や症状をつくり、自分の行動に対する明らかな目的を持っている。被疑者が「心神耗弱者はその罪が減刑される」ということを理解した上で、自ら複雑な妄想を作り出し、症状を演じていたとは考えがたい。被疑者のIQ(知能指数)からも、鑑定の数時間の間、一貫した複雑な妄想の内容を演じ続ける事は困難である。

現在、精神状態の異常が存在しているが、「刺すことは悪いこと、反省しています」という言葉からも、是非善悪の弁別能力はあると思われる。しかしその言葉は深刻味に欠け、鑑定人に笑いながら言っており、精神状態の異常に加え後述する性格傾向や情緒的側面の傾向も関与し、是非善悪の弁別能力はある程度損なわれていると考えられる。

現時点では暴力や殺害を指示するような幻聴や、人を殺害するという思考内容は認められず、自傷他害の恐れは少ないと思われる。また領置報告書の被疑者宅の写真を見る限りでは、居室内は雑然とはしているものの、日常生活を送れる程度に保たれており、ある程度の社会生活は営めている。しかし犯行時、現存する妄想や妄想追想が関与している事を考慮すると、入院措置の必要性はないが、疾患に対する治療は必要である。

7 検査所見

(1) 脳波検査

基礎律動にはα波が見られて意識障害はない。開眼による抑制あり。突発波は認められない。明らかな異常は認められない。

(2) 血液・尿検査

精神機能に影響するような異常は認められない。尿中の薬物反応は陰性。

(3) 頭部CT検査

出血巣や梗塞巣の存在はなく、委縮も認められない。明らかな異常は認められない。

(4) 心理検査（詳細は別紙参照）

検査状況その他：甲県立第一病院の相談室において4種類の検査を2日間に分けて施行した。なお検査施行中はA警察署の警務係1名が同席した。

WAIS-R 知能検査：言語性知能指数 66、動作性知能指数 55、全検査知能指数 57。知能水準は平均以下であり、具体的思考に頼る傾向が強く認められる。検査には協力的であった。

内田クレペリン精神検査：ものごとの処理能力や速度などに不足があり、性格や行動面でも取りかかりの悪さがみられる。

矢田部ギルフオード性格検査：性格傾向についての自己評価は、平均的・安定積極型である。

Rorschach Test：所要時間は2時間。反応総数は46ケであり、非常に多い反応数である。同じ反応領域で「ゴリラ」「猿」「人間」「カンガルー」と反応していた。また反応した内容について問うと「僕、勝手に思っただけで」、「僕分かりません」と答えていたことなどから、外から受けた刺激に対して内省することなく直感的に反応することが特徴的である。

反応内容についてみると、よく説明できていない人間反応が2ケと少ないこと、動物反応が23ケと多いこと、平凡反応も5ケ見られたが、よく説明できていないことなどから紋切り型の人であり、情緒的交流を避ける傾向がみられる。

また色彩カードのⅢ心臓・Ⅳ心臓、腸、脾臓、尿道・Ⅸ人間の内臓、腸、腹の中・Ⅹ人間の内臓、人骨とすじと形態水準の悪い反応がいくつもみられた。情緒的に強く刺激されるとこのように形態水準が悪く生々しい解剖反応が突出していた。解剖反応については、a) 心気症的傾向など、b) 一般的な不安の反映、c) ある種の精神障害の結果としての解剖反応の固執、d) 劣等感の補償などの場合に解剖反応が多く生じやすいと言われている。なお、解剖反応した後、「看護師の免許を取ろうと勉強している。医師の免許も・・・デパートで本をオーダーメイドで買った。スペイン語の本、スペイン語が難しい、分からない」と述べていた。

心理検査のまとめ

1 知的側面

- 1) 知能水準は平均以下であり、具体的思考に頼る傾向が強くみられる。
- 2) 内田クレペリン精神検査に代表されるように、ものごとの処理能力や速度などに不足がみられる。

2 性格傾向・情緒的側面

- 1) 性格傾向についての自己評価は、平均的・安定積極型と捉えている。
- 2) 対人関係についてみると、紋切り型の人であり、表面的なレベルでの情緒的交流がみられる。
- 3) 外から受けた刺激に対して内省することなく容易に反応してしまう。
- 4) 情緒的に強く刺激されると幾つも解剖反応がみられたように感情のコントロールが非常に悪くなる。

8 診断とその説明

国際疾病分類第10版 (The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders: Clinical descriptions and diagnostic guidelines) を参考にすると被疑者には持続的な妄想や、妄想的追想が主に認められ、F20 Schizophrenia (統合失調症) の症状項目のうち、少なくとも1つのきわめて明らかな症状が1ヵ月以上の期間存在しており、統合失調症と診断できる。特に被疑者は妄想が主体で、他の統合失調症の症状である感情鈍麻や意欲低下などの陰性症状は目立たず、慢性に経過し人格障害は比較的軽度であることから、F20.0 Paranoid schizophrenia (妄想型統合失調症) と診断される。

また米国精神医学会の精神疾患の分類と診断の手引きである DSM-IV (Diagnostic Criteria from DSM-IV) を参考にしても統合失調症の基準Aの特徴的症状を1つ満たしており、病型としては、295.30 Paranoid Type (妄想型) と診断できる。

被疑者は現在に至るまで2回の精神科への入院歴があり、当初は心因反応と診断されているが、この時にはすでに統合失調症が発病していた可能性が高い。統合失調症の発病初期には特徴的な症状が出現せず、患者は主観的に抑うつ気分、思考力・記憶力の低下、頭重、倦怠感、不眠等を訴え、神経衰弱様状態が見られることが多いため、統合失調症と診断できない場合がある。症状の経過を縦断的に観察し、後に統合失調症と診断されることは日常臨床においてよくあることである。

妄想型統合失調症の経過は、部分寛解や完全寛解をとまなうエピソード性のこともあれば慢性のこともあり、人格がある程度保たれている場合は、妄想のために周囲の人間と争うことがあっても社会生活はある程度可能な場合がある。被疑者の場合、勤務先など周囲の人が特に病的だと感じなかった場面もあったろうし、寛解を伴うエピソード性の経過をたどっていた可能性もある。

9 主文

(1) 被疑者には、本件犯行当時及び現在、妄想型統合失調症があり、自己の行為に対する是非善悪の弁別能力はある程度損なわれていたものと考えられる。また現在、軽度の精神発達遅滞が認められる。

(2) 現時点では暴力や殺害を指示するような幻聴や、人を殺害するという思考内容は認められず、自傷他害の恐れは少ないと思われる。また領置報告書の被疑者宅の写真を見る限りでは、居宅内は雑然とはしているものの、日常生活を送れる程度に保たれており、最低限の社会生活は営めている。しかし犯行時、現存する妄想や妄想追想が関与している事を考慮すると、入院措置の必要性はないが、疾患に対する治療は必要である。

(3) 過去の事実について健忘をきたしてはいないが、自分独自の妄想的解釈によって、自在に作り変えて追想する妄想的追想が認められる。詐病の可能性は低い。

A 地方検察庁

検察官検事 ○○○○ 殿

甲県A市中央2-1-1

甲県立第一病院

心理検査結果

検査状況：心理検査については、甲県立第一病院の相談室において4種類の検査を2日間に分けて施行した。なお、検査施行中、A警察署の警務係1名が同席した。

1 WAIS-R 知能検査（平成19年6月11日施行）

本検査は、成人を対象とした知能検査法である。

検査態度：検査者が「これから幾つかの心理検査を行いたいと思いますが協力してもらえますか」と伝えると「よろしくお願いします。すみません。」とはっきりした口調で述べていた。また、検査者が氏名、生年月日、検査年月日、年齢、学歴について問うとそれらについてもはっきりした口調で答えていた。

なお、本検査だけでなく、後に施行した他の心理検査でも協力的であった。

所要時間は1時間30分。

検査結果：

言語性検査

	評価点
1 知識	4
3 数唱	7
5 単語	6
7 算数	6
9 理解	2
11 類似	3

動作性検査

	評価点
2 絵画完成	1
4 絵画配列	3
6 積木模様	5
8 組合せ	5
10 符号	4

言語性知能指数＝66

動作性知能指数＝55

全検査知能指数＝57

知能水準は平均以下であり、具体的思考に頼る傾向が強くみられる。

2 内田クレペリン精神検査（平成19年6月11日施行）

検査結果：

前期の平均作業量は27、1であり、後期のそれは29、5である。作業段階は、ぎりぎりでB段階である。大きな落ち込みや誤答はみられなかった。

「後期上廻りの不足」と「後期初頭の著しい出不足」もみられ、判定はb' f～f（B）であり、非定型群に入る。

この人は、ものごとの処理能力や速度などに不足があり、性格や行動面でも取りかかりの悪さ等がみられる。

3 矢田部ギルフォード性格検査

本検査は質問紙法による性格検査の一つであり、120問の質問に「はい」、「いいえ」を答えさせる検査である。

検査結果：

本検査でみている12の性格特性のうち、「攻撃的でない」が標準点1であり、「抑うつ性」「神

経質でない」「協調的」が標準点2であった。また「劣等感」「活動的」が標準点4であり、「思考的外向」が標準点5であった。残りの「気分の変化」「客観的・主観的」「のんき」「服従的・支配性」「社会的内向・外向」が標準点3であった。

これらのことから性格傾向についての自己評価は、平均的・安定積極型である。

4 ロールシャッハ検査（平成19年6月12日施行）

本検査は投影法検査の一つである。

検査結果：

所要時間は2時間。

反応総数は、46ヶであり非常に多い反応数である。初発反応時間をみると、最も短いカードでI・II・Vカードの3秒であり、最も長いカードで、IXカードの19秒である。また、同じ反応領域で「ゴリラ」「猿」「人間」「カンガルー」と反応していた。また、検査者が反応した内容について問うと「ボク勝手に思っただけで」「ボク分かりません」と答えていたことなどから外から受けた刺激に対して内省することなく直感的に反応することが特徴的である。

反応内容についてみると良く説明できていない人間反応が2ヶと少ないこと、動物反応が23ヶと多いこと、平凡反応も5ヶ見られたがよく説明できていないことなどから紋切り型の人であり、情緒的交流を避ける傾向がみられる。

また、色彩カードのIIIカードで心臓・VIIIカードで心臓、腸、脾臓、肝臓、尿道・IXカードで人間の内臓、腸、腹の中・Xカードで人間の内臓、人骨とすじと形態水準の悪い反応がいくつもみられた。情緒的に強く刺激されるとこのように形態水準が悪く、生々しい解剖反応が突出していた。解剖反応については、a) 心気症的傾向など、b) 一般的な不安の反映、c) ある種の精神障害の結果としての解剖反応の固執、d) 劣等感の補償などの場合に解剖反応が多く生じやすいと言われている。なお、解剖反応した後、「看護師の免許を取ろうと勉強している。医師の免許も…デパートで本をオーダーメイドで買った。スペイン語の本、スペイン語が難しい、分からない」と述べていた。

まとめ

1 知的側面

- 1) 知能水準は平均以下であり、具体的思考に頼る傾向が強くみられる。
- 2) 内田クレペリン精神検査に代表されるようにものごとの処理能力や速度などに不足がみられる。

2 性格傾向、情緒的側面

- 1) 性格傾向についての自己評価は、平均的・安定積極型と捉えている。
- 2) 対人関係についてみると、紋切り型の人であり表面的なレベルでの情緒的交流がみられる。
- 3) 外から受けた刺激に対して内省することなく容易に反応してしまう人である。
- 4) 情緒的に強く刺激されると幾つも解剖反応がみられたように感情のコントロールが非常に悪くなる人である。

簡易精神鑑定書

平成19年6月18日

甲県立第一病院

鑑定人医師 大田 誠 司 印

被疑者森一郎の簡易精神鑑定結果は、下記のとおりです。

第1 鑑定主文

- 1 被疑者は、犯行当時、統合失調症（妄想型）であった。
- 2 被疑者の本件犯行は、直接には統合失調症による妄想や幻覚等に影響されたものではないと考えられる。
- 3 被疑者の善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力は失われてはいなかったが、著しく減弱していたと考えられる。

第2 鑑定経過

平成19年6月11日、A県立第一病院において、被疑者の心理検査を、また、同月12日、被疑者の面接を実施した。

第3 統合失調症（妄想型）と診断した理由

1 病歴等

被疑者は、昭和42年5月4日に乙県C市に生まれ、父（森富夫）と母（森とめ）のもと、兄2人、姉2人の5人兄弟の末っ子として育てられた。家は農家で穀物を作って生計を立てていた。父は被疑者が5～6歳のころ死亡した。

乙県C市の山田小学校、山田中学校を卒業。18歳時に乙県の職業訓練校（塗装科）を卒業し、C土木という道路舗装会社に勤め、現場の舗装工事の仕事に従事した。その後は定職に就かず、乙県D市で職を転々とした。

平成4年7月21日、母の住むC市に戻り、同月25日に入水自殺を図ったが、浜に打ち上げられて未遂に終わった。その夜、一人で家に帰ってきて、母に「死んだ人の霊が見える、眠れない。」と訴えた。同月29日、心配した母に連れ添われC市立病院精神科を受診した。受診時「死霊が取り憑いていて、操られている。」「街頭で見ず知らずの通行人が自分の素性を知っていて、噂話をしたり、テレビでも自分のことを噂している。」「東京から誰かが追いかけて来そう。」と訴え、幻覚妄想状態と診断され、同日、任意入院となった。被疑者は、もともとおとなしい性格であったが、この第1回目の入院前後から、不満があるとすぐにかつとなったり、不満を衝動的・暴力的に解決する傾向が見られるようになった。入院後、ハロペリドール（抗精神病薬）の内服による治療で症状は改善したが、同年8月17日、些細なことで他の患者とけんかとなったことを契機に、本人の強い希望で退院となった。この入院時の診断は「統合失調症による幻覚妄想状態」となっている（C市立病院の医師による捜査関係事項照会書）。

退院後は通院せず、道路工事会社にて舗装工として働き、平成6年1月17日に家族の紹介で、吉野さとみ（当時23歳）と結婚し、乙県C市で同居するようになった。平成7年8月ころより不眠、食欲不振、焦燥感が強まり、妻や子供にあたるようになった。また部屋の壁に落書きをしたり、訳のわからない事を言ったりするようになり、更には、仕事に行くこともできなくなったため、同年9月26日に母と兄に付き添われ、C市立病院精神科を受診した。受診時、硬い表情で反応性に乏しく、「頭の中でジュージューと音が聞こえる。脳みそが焼け焦げる臭いがする。」「気分がさえない。集中して考えられない。いらいらしてしまう。家族さえいなければ死んでしまいたい。ここしばらく過労気味であった。」と訴え、同日、任意入院となった。入院後、スルピリド（抗精神病薬）の内服による治療で症状は改善したが、改善後に、些細なことで他の入院患者と殴り合いのけんかをしている。C市立病院の医師による捜査関係事項照会回答書では、「入院直後より抑うつ的印象は薄く、妻子を抱えて困難な状況から逃げ出してきたような印象が大。」と報告されている。この2回目の入院時も統合失調症と診断されている。退院後は通院せず、再び道路工事会社にて舗装工として働いていた。

平成13年2月、兄夫婦を頼って甲県A市に転居し、当初は県営団地に住んでいた被疑者の兄夫婦と同居していた。同年5月、同じ県営団地の別の部屋に引っ越し、妻、子供3人と生活するようになった。被疑者は、A市に転居してすぐの平成13年2月13日から、パチンコスリーセブンで清掃員として働き始めたが、遅刻や欠勤はないものの、店長の供述によれば、「物覚えが悪く、自分で理解して行動することができなかった。従業員との交流もなく孤立していた。注意すると直ぐに怒ったような顔つきになり、『何で俺が』みたいな独り言を言っていた。他の従業員が注意したときは殴り合い寸前までなった。」といった状態で、勤務態度は決して良好ではなかったことがうかがわれる。平成13年10月ころから、つじつまの合わないことを言ったり、妻や子供に暴力を振るうようになった。また、子供の前でも平気でアダルトビデオを見たり、妻の寝ている横で自慰行為にふけることもあった。

平成15年5月、被疑者に暴力を振るわれた妻がパチンコ店に助けを求めに来るということがあり、同月25日、同店は被疑者を解雇した。また、このころ、被疑者の暴力に耐えられなくなった妻は、子供を引き取って離婚した。

被疑者は、離婚後の平成16年11月30日から平成17年3月17日まで、丙自動車株式会社A工場で自動車内部のシート張りの仕事をしていたが、平成17年3月に5日以上が無断欠勤をし、母親のところへ帰ってしまい、自己都合退社扱いとして、平成17年3月18日付けで退職した。丙自動車株式会社A工場の人事部の調査書類には、「評判は非常に悪く、仕事のミスを指摘されたり注意されると、直ぐに激怒したり暴言を吐き、また、上司に逆らい、質問された事に対しても意味不明な事を言い出し、まともな答えができなかった。責任のある仕事にはつけさせられなかった。」と記されている。丙自動車株式会社を退職した後は、職に就かず、部屋に閉じこもりがちの生活を送るようになった。母が毎日食事の用意をし、家賃や光熱費も負担していた。また、生活費がなくなると母の所へ行き、お金を請求していたため、母や兄弟は、被疑者に仕事をするように勧めたが、大声で怒鳴り出すなど、話にならない状態

であった。金遣いは荒く、保険を突然解約して得た20万円を全てパチンコに使ってしまったこともあった。

注) この本人歴は、被疑者や参考人の供述及びその他の捜査関係書類等を参考にし、総合的に判断して記載したものである。被疑者は、「ロサンジェルスで6年間生活した。ロサンジェルス危険物学校(4年間)を卒業して、危険物取扱乙種の資格を取った。」と供述しているが、このように明らかに妄想と考えられる内容に関する供述については、上記本人歴から除いてある。

2 犯行前後の行動

被疑者は、平成19年3月21日、隼レンタカー本店(以下「隼レンタカー」という。)に行き、同年3月23日までという契約で、レンタカー(日産マーチA500わ・222号)を借りた。なお、隼レンタカーの本田恵美子の供述調書によると、被疑者は、以前にも車を借りたことがあるが、その際、「今からロサンジェルスに行くから車を貸してくれ。」と言ったり、また、借りた車について「イギリスで借りた。」等と奇異なことを言っていたようである。

被疑者は、契約日(3月23日)を過ぎても車両を返却しなかったため、同店は、再三にわたって被疑者に電話連絡したが、一向につながらなかった。そこで、同年4月、隼レンタカーの鈴木光男は、被疑者の自宅に行き、被疑者に対して、「あなたが借りた車は、期限が過ぎているので返してください。」と言ったところ、被疑者は、「お宅から借りた車ではない。」と答え、全く取り合おうとしなかった。同年5月29日にも被疑者宅に行ったが、会うことはできず、催告書をポストに入れ、革のワイパー部分にも同様の書類を挟んでおいた。しかしながら、被疑者からの連絡はなく、平成19年6月1日午後3時ころ、スペアキーで被疑者宅の駐車場から車両を引き上げた。それまでは車両内にテレビや布団、芳香剤などがあって車内で生活している様子があったが、引き上げ時には洗車もしてあり、ワイパーは上がっていた。

翌2日午後2時ごろ、被疑者から、電話で、「マーチの222はそっちにあるのか。」と問い合わせがあったため、「その車は当社の車でレンタル期間も過ぎておりますので当社にあります。」と返答したところ、「それは俺の車だ。何で勝手に持っていくんだ。」と一方的に言うばかりであった。同日午後4時ころ、再び被疑者から、「俺の買った車だ。俺の車を勝手に持っていったから、警察に訴えるぞ。」と電話があった。その後、被疑者は、同日午後6時46分、110番通報して、「アメリカの日本人から普通自動車を買ったが、その車を昨日の夜から今日にかけての間に盗まれた。」旨訴えた。

さらに、自分の車を隼レンタカーに盗まれたと思い込んだ被疑者は、刃物を所持し、自転車にて同店に向かい、同日午後7時30分ころ隼レンタカー到着した。被疑者は、供述調書において、「被害者は全く知らない人だが、僕に車のことであかだこうだ言うので、頭にきてカッとなって殺そうと考え、まず顔を斬りつけ、その後、背中の中の下の辺りを狙って刺した。」と供述している。その直前、被疑者は被害者を殴打しているようであるが、その時の状況について、被害者の近くにいた隼レンタカー職員山口友之は、「被疑者は、田村さんに文句を言い、田村さんが『なんですか』とか返答した際に、被疑者がいきなり田村さんの顔面を殴った。」旨供述している。

被疑者は、被害者の背部を突き刺した後、刃物をズボンの左ポケットに入れ、自転車ですその場から逃走した。

その後、B郡山下町長沢123番地先「空き地」の穴に刃物を地面に刺し、その上に大きな石を乗せ、刃物の折れた柄をすもも畑の方に投棄した。その後、自宅に帰宅したところを、待機していた捜査員に逮捕された。

3 犯行後の供述

被疑者は、犯行後の取調等において、「イギリス車レンタカーから借りた大事な車を盗まれた。この車を返してもらわないと僕がイギリス車レンタカーに賠償しなければならない。大変困ったのです。…だから盗まれた時はドキッとしてすごく悔しかったですし、どうしても取り返さなければならないと思いました。」「（引き上げられた車は）イギリスの車レンタカーから安く譲り受けたものです。」「山口範夫から借りた。」等と供述しており、自分が平成19年3月21日に車レンタカーに行き、同年3月23日までレンタカーを借りる契約をしたことやその契約期限を過ぎても車両を返却していないことについての認識は全くない。

犯行当時、被疑者は、「自分の車が盗まれた」という妄想に支配され、この妄想が同店に出向くきっかけとなった。また、刃物を持参した理由、殺意、計画性について、平成19年6月12日に行われた鑑定人との面接の内容は、以下のとおり。

鑑定人 何でナイフをもっていったの？

被疑者 自分を守るために。

鑑定人 話すためなら、ナイフはいらないでしょ。

被疑者 いろんうわさがあつて、よく分からないけど、うちの車を盗んだとか、パチンコエースと関連があるとか、悪い事してるんじゃないとか。パチンコの裏で人を殺していて、死体もみている。スリーセブン（パチンコ店）で死体を何回か見てびびった。通ったときに死体があった。

鑑定人 人の死体？

被疑者 わからない。

鑑定人 車レンタカーの人がやったの？

被疑者 拳銃や包丁持っているから。

鑑定人 何でナイフを持って行ったの？

被疑者 びびっちゃって、イギリス車レンタカーに返さないと補償しなければならないし、何の肉か分からないけど、怖かったし。自分で取り戻さなければならない。自分を守るからナイフを持っていった。けんかになるかもしれないと思ったから。

鑑定人 最初から殺そうと思って持っていったの？

被疑者 それだったら、包丁を持っていった。ナイフを持っていったのは、何かの時には刺そうと、やられたらやってやろうと思って。

4 詐病の可能性

被疑者は、車レンタカーがマーチを回収した後、真剣に「車が盗まれた。」と警察に訴えている。これは、「盗まれた」という妄想が存在したことを前提としないと理解困難である。

一般に、詐病者は、本人にとっての利得のために何らかの目的をもって徴候や症状をねつ造する。例えば、事件を起こした者に見られる詐病としては、その罪を逃れるために病気を装うのが典型的である。しかし、面接時の被疑者の言動全体からしても、被疑者が「心神喪失者等の罪は減刑又は免除される」ということを理解した上で、自ら複雑な妄想を作り出し症状を演じていたとは到底考え難い。事件以前からの長い病歴もその障害が真にあることを裏付けている。また、被疑者の IQ(57) からしても、鑑定中の数時間にわたって一貫した複雑な妄想の内容を演じ続ける事は困難である。

以上から、被疑者が統合失調症や妄想を装っている可能性は認められない。

5 心理検査 (WAIS-R 知能検査)

心理検査として、WAIS-R 知能検査を実施した。詳細は別紙のとおりであるが、知能水準は平均以下 (IQ57) であり、具体的思考に頼る傾向が強くみられた。

6 現在における精神状態

1) 妄想・妄想追想

被疑者には、幻聴の存在を明示する言動や様子は認められない。しかし、鑑定時の診察の中で

「(自動車は) ロサンジェルス第1リトルジャパンに住んでいる時、イギリス第1リトルジャパンで借りた。ちゃんと住民票がある。」「(隼レンタカーは) 拳銃や包丁持っているから、びびっちゃって。返さないと賠償しなければならないし。」「(被害者を) 刺したけど死んではない。死んでいないのは事実です。死んでいないのに、死んでると言われても、了解できないことだね。何か月も経って死んだら、それは本人の責任じゃないかな。」「あのマーチはエンジンが特殊で、原爆と水爆で拳銃みたくなっていた。5兆円した。コレクションで人が買ったもので、私が借りた。エンジンが3つ付いている、モーター1個と、空気圧のエンジンとエンジンが3つ付いている、乗るものではない。」等と述べており、これらは妄想の存在を示唆するものと考えられる。つまり、自分の居住地に関する妄想や、車を盗まれたという被害妄想、自分の借りた車に対する誇大的な妄想があるといえる。また、妄想による追想の誤りがあり、自分の経験した内容とは違ったものが空想的・誇張的に脚色されて思い出されることや、過去の事実と独自の妄想的解釈が加わって思い出されること(妄想追想)が認められる。なお、面談時には、被疑者は自分が人を殺したとは言わず、「刺したが殺していない」と説明している。これは「殺すつもりはなかった」といった言い訳にも聞こえるが、真意を丁寧に確認したところ、被疑者が妄想的な理解に基づいて、「被害者が死んでいないということが分かった。」という趣旨のことを述べていることが分かった。

2) 思考障害(思考過程の異常)

鑑定時の診察の中では、質問に対する反応性もよく、会話もスムーズであり、一見すると正常のようであるが、会話の進み方に一貫性がなくなり、何を言おうとしているのか分からなくなる場面もあった。

鑑定人 女にふられると落ち込むの？

被疑者 リンゴとミカンの違い、うふふ。先生に言われて一晩考えました。

鑑定人 何でそんなこと急に言うの？

被疑者 リンゴは1か月、ミカンが1か月。だから2か月。2種類あるから2か月。僕にもさっぱり分らない。

上記の会話には、まとまりがなく、何の話だか分からない。被疑者との会話の中では、このように話題が飛躍して変わっていくことがときに認められる。しかし、それは頻繁に見られるわけではなく、被疑者の思考は支離滅裂であるとまでは言えない。

3) 知的能力の低下

被疑者には、別添の心理検査結果のとおり、軽度の知的能力の低下（WAIS-R 知能検査 IQ57）が認められるが、母親の援助を得ながらアパートで単身生活を営めるほどの能力を持ち、およそ2時間にわたった鑑定人との面接を行うことが可能であった。この知的能力の低下は、後述のとおり、統合失調症による意欲の低下などに由来するものと考えられる。

7 診断

国際疾病分類第10版(The ICD-10=International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, Tenth Edition)を参考にすると、被疑者には、主に持続的な妄想や妄想的追想が認められ、F20.0 Schizophrenia(統合失調症)の症状項目のうち、少なくとも1つのきわめて明らかな症状が1か月以上の期間存在しており、統合失調症と診断できる。特に、被疑者については、妄想が主体で、他の統合失調症の症状である感情鈍麻や意欲低下などの陰性症状も認められるものの、前景にあるというほど著しいものではなく、慢性に経過し、人格障害は比較的軽度であることから、F20.0 Paranoid schizophrenia(妄想型統合失調症)と診断される。

被疑者には、2回の精神科入院歴があり、いずれも統合失調症と診断されている。妄想型統合失調症の経過は、慢性的に幻覚や妄想が持続することもあるが、一時的には完全に幻覚や妄想が消褪するような期間(寛解期)がある場合もある。特に、陰性症状が目立たずに人格がある程度保たれている場合には、ときに一過性に強く現れる妄想のために周囲の人間と争うというような様子がありながらも、普段はある程度の能力を保って社会生活を続けるということも希ではない。被疑者の場合も、一時的に職場等でトラブルを起こしながらも、周囲の人々は特に病的だと感じていないことからすると、不完全な寛解と不定期に一過性の急性憎悪とを繰り返す経過をたどっていた可能性がある。

第4 精神障害が犯行行動に与えた影響

被疑者は、隼レンタカーから借りたレンタカーを別の店(イギリス第1リトルジャパン村のイギリス隼レンタカー)で借りたものと認識しており、それ故に隼レンタカー従業員によるレンタカーの回収行為を盗みであると確信し、これが隼レンタカーに抗議に向かう直接のきっかけとなっている。このうち、レンタカーは別の店から借りたものという認識は明らかに客観的事実に反するもので、統合失調症による妄想と考えるほかない。

もっとも、本件犯行時、被疑者には、例えば、殺人を指示する幻聴とか、自分が攻撃しなければ攻撃されてしまうといった妄想は存在していない。むしろ、被疑者が、

日頃から激怒しやすい性格であったことや、被害者らの言動の中に被疑者を憤慨させる言動があったと思われることから、被疑者は、被害者らの応対に憤慨して本件犯行に及んだと考えるのが合理的である。

したがって、被疑者の本件犯行は、直接には、統合失調症による妄想や幻覚等に影響されたものではないと考えられる。

第5 責任能力

前記のとおり、被告人は、犯行時、統合失調症であったが、統合失調症であっても必ずしも責任能力（是非善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力）が否定されるわけではなく、被告人の病気及び行動全体を総合的に検討する必要がある。

犯行当時の責任能力を判断するにあたっては、以下の1ないし6の次の諸事情を検討し、後記のとおり判断した。

1 犯行動機の了解可能性

前記のとおり、被疑者が、隼レンタカーに抗議に向かったきっかけは、統合失調症による妄想（自動車が盗まれたという妄想）によって形成されているが、被疑者の本件犯行自体は、直接には、統合失調症による妄想や幻覚等に影響されたものではなく、同店店員の応対に憤慨したものであり、了解可能である。

2 計画性

被疑者は、刃物を持参してはいるものの、当初から殺害を計画していたことをうかがわせるまでの事情はない。なお、前記のとおり、被疑者が隼レンタカーに抗議に向かったきっかけ自体が妄想によって形成されている以上、その後の行動に計画性があったとしても、被疑者の責任能力を肯定する方向の材料として過度に重視すべきではない。

3 犯行後の自己防御・危険回避的行動

犯行直後、現場から逃走したことや、凶器である刃物を人目のつかない所へ投棄したことは、自己の行為に対しての後ろめたさがあったためと推認される。

4 反道徳性・違法性の認識

被疑者は、面接時、「刺すことは悪いこと、反省しています。」と述べており、善悪の判断は一応はできるものと考えられる。事件当時も同様の認識はあったものと推測される。なお、このような反省の弁も、笑いながら述べるなど、その態度は深刻味に欠ける。このような不適切な笑いや浅薄な感情は、精神医学的には、統合失調症の症状として特徴的な、場にそぐわない感情表出や感情鈍麻と評価されるものである。

5 犯行時の人格異質性

被疑者は、もともとおとなしい性格であったが、統合失調症発症後、不満に対する耐性が低くなり、その不満を暴力的に解決する傾向を持つようになった。本件は、この暴力的傾向のあらわれという面があることは否定できない。しかしながら、被疑者は、これまでに暴力事件で検挙されたことではなく、また、理由もなく暴力を振るったり、トラブルを起こしたという形跡もない。つまり、被疑者は、精神障害によって暴力を振るいやすくなっていたのだとしても、のべつ幕なしに、あるいは状況と全く関係なく暴力を振るうようになったわけではない。また、一般的に言っても、被害

妄想にとらわれている統合失調者が皆その妄想上の加害者に対して暴力的にふるまうわけではない。さらに、本件犯行時は、隼レンタカーの応対に憤慨して犯行に及んだことがうかがえることを併せて考えれば、本件犯行を被告人の統合失調症発症後に生じた暴力的傾向のみで説明することは妥当ではない。

6 犯行の一貫性・合目的性

被疑者は、同店店員の応対に憤慨し、顔面を殴打したり、刃物を突き刺すなどの一貫した攻撃行動に及んでいるが、被疑者が隼レンタカーに抗議に向かったきっかけ自体が妄想によって形成されている以上、その後の行動に一貫性・合目的性があつたとしても、被疑者の責任能力を肯定する方向の材料として過度に重視すべきではない。

7 診断

1) 責任能力があると判断した理由

前記のとおり、資料によれば

- ① 被疑者が隼レンタカーに抗議に向かったきっかけは、統合失調症による妄想(自動車盗まれたという妄想)によって形成されているが、被疑者の本件犯行自体は、直接には、統合失調症による妄想や幻覚等に影響されたものではなく、同店店員の応対に憤慨したものであり、了解可能であること(動機が了解可能)
- ② 犯行後、直ちに現場から逃走したり、凶器を隠匿したりするなど、自己の行為の違法性を認識していることを裏付ける行為がみられること(自己の行為の違法性を意識した行動)
- ③ 面接等においても、自己の行為について反省の弁を述べるなど、行為の違法性についての認識があること(現在の違法性の認識)

等の事実が認められ、これらによれば、被疑者の「善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力」は失われてはいなかったと認められる。

2) 限定責任能力と判断した理由

他方、資料によれば

- ① 隼レンタカーに向かうきっかけは妄想によって形成されていること
- ② 統合失調症発症後に生じた暴力的傾向の延長として本件が発生している面は否定できないこと
- ③ 被疑者は、自己の行為について一応は反省の弁を述べているものの、その態度には深刻さが欠けており、その一因として統合失調症の経過により生じた感情の鈍麻などが関わっていると考えられること

等の事実が認められ、これらによれば、被疑者の「善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力」は著しく減弱していたと考えられる。

第6 治療の必要性

現時点では、被疑者に、暴力や殺害を指示するような幻聴や、人を殺害するという思考内容は認められず、自傷他害のおそれは少ないと思われる。また領置報告書の被疑者宅の写真を見る限りでは、居宅内は雑然とはしているものの、日常生活を送れる程度に保たれており、ある程度の社会生活は営んでいたことがうかがわれる。

しかし、犯行時、現存する妄想や妄想追想が関与している事を考慮すると、疾患に

対する治療は必要である。

(別紙)

心理検査 (WAIS-R 知能検査) 結果について

第1 検査状況

平成19年6月11日、A県立第一病院の相談室において、WAIS-R 知能検査を実施した。なお、検査施行中、A警察署の警務係1名が同席した。

第2 結果

本検査は、成人を対象とした知能検査法である。

検査者が「これから幾つかの心理検査を行いたいと思いますが協力してもらえますか。」と伝えると、被疑者は「よろしくお願いします。すみません。」とはっきりした口調で述べた。また、検査者が、被疑者の氏名、生年月日、検査年月日、年齢、学歴について問うと、それらについてもはっきりした口調で答えた。被疑者は、検査中、終始協力的であった。

検査結果

言語性検査	評価点	動作性検査	評価点
①知識	4	②絵画完成	1
③数唱	7	④絵画配列	3
⑤単語	6	⑥積木模様	5
⑦算数	6	⑧組合せ	5
⑨理解	2	⑩符号	4
⑪類似	3		

言語性知能指数 = 66

動作性知能指数 = 55

全検査知能指数 = 57

知能水準は平均以下であり、具体的思考に頼る傾向が強くみられる。

平成19年6月18日

甲県立第一病院

鑑定人医師 大田 誠 司 印

被疑者森一郎の簡易精神鑑定結果の要旨は、下記のとおりです。

第1 鑑定主文

- 1 被疑者は、犯行当時、統合失調症（妄想型）であった。
- 2 被疑者の本件犯行は、直接には統合失調症による妄想や幻覚等に影響されたものではないと考えられる。
- 3 被疑者の善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力は失われてはいなかったが、著しく減弱していたと考えられる。

第2 理由

1 犯行時の精神障害

鑑定にあたって参考にした資料（以下「資料」という。）によれば、別紙のとおり
の事実関係が認められ、精神疾患診断基準である ICD-10 によれば、被疑者は、犯行
時、妄想型統合失調症（ICD-10 基準における F20.0）であったと判断される。

2 精神障害が犯行行動に与えた影響

被疑者は、隼レンタカー本店から借りたレンタカーを別の店（イギリス第1リトル
ジャパンのイギリス隼レンタカー）で借りたものと認識しており、それ故に隼レン
タカー本店従業員によるレンタカーの回収行為を盗みであると確信し、これが隼レン
タカーに抗議に向かう直接のきっかけとなっている。このうち、レンタカーは別の店
から借りたものという認識は明らかに客観的事実に反するもので、統合失調症による
妄想と考えるほかない。

もともと、本件犯行時、被疑者には、例えば、殺人を指示する幻聴とか、自分が攻
撃しなければ攻撃されてしまうといった妄想は存在していない。むしろ、被疑者が、
日頃から激怒しやすい性格であったことや、被害者らの言動の中に被疑者を憤慨させ
る言動があったと思われることから、被疑者は、被害者らの応対に憤慨して本件犯行
に及んだと考えるのが合理的である。

したがって、被疑者の本件犯行は、直接には、統合失調症による妄想や幻覚等に影
響されたものではないと考えられる。

3 責任能力

1) 責任能力があると判断した理由

前記のとおり、資料によれば

- ① 被疑者が隼レンタカー本店に抗議に向かったきっかけは、統合失調症による妄
想（自動車が盗まれたという妄想）によって形成されているが、被疑者の本件犯
行自体は、直接には、統合失調症による妄想や幻覚等に影響されたものではなく、
同店店員の応対に憤慨したものであり、了解可能であること（動機が了解可能）
- ② 犯行後、直ちに現場から逃走したり、凶器を隠匿したりするなど、自己の行為

の違法性を認識していることを裏付ける行為がみられること（自己の行為の違法性を意識した行動）

- ③ 面接等においても、自己の行為について反省の弁を述べるなど、行為の違法性についての認識があること（現在の違法性の認識）

等の事実が認められ、これらによれば、被疑者の「善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力」は失われてはいなかったと認められる。

2) 限定責任能力と判断した理由

他方、資料によれば

- ① 隼レンタカーに向かうきっかけは妄想によって形成されていること
② 統合失調症発症後に生じた暴力的傾向の延長として本件が発生している面は否定できないこと
③ 被疑者は、自己の行為について一応は反省の弁を述べているものの、その態度には深刻さが欠けており、その一因として統合失調症の経過により生じた感情の鈍麻などが関わっていると考えられること

等の事実が認められ、これらによれば、被疑者の「善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力」は著しく減弱していたと考えられる。

(別紙)

1 病歴等

被疑者は、昭和42年生まれであるが、平成4年及び同7年の2度にわたり、幻覚等を訴え、統合失調症と診断され入院している。いずれも抗精神病薬の服用により症状は消失している。

1回目の入院を終えた後の平成6年に結婚し、3人の子をもうけたが、平成15年に離婚した。また、職歴であるが、平成7年に2度目の入院を終えた後は土工等として職を転々としたが、いずれの職場でもたやすく怒り出すことから他の従業員とのトラブルが絶えず、平成17年に自動車会社を辞めた後は働いていない。

2 犯行前後の行動

被疑者は、平成19年3月21日、隼レンタカーから自動車を借りたが、それまでも、同店から自動車を借りる際、「今からロサンジェルスに行くから車を貸してくれ」と述べたり、犯行直前（同年5月）にも、隼レンタカーから借りた車について「お宅から借りた車ではない」と、明らかに誤った認識に基づく言動をしていた。

3 犯行後の供述

鑑定人との面談においても、「パチンコ店で人を殺しているのを見た。死体を何回かみてびびった。」「あのレンタカーは、エンジンが特殊で、原爆と水爆で拳銃みたくなっていた。5兆円した。コレクションで人が買ったもので、私が借りた。」などの妄想言動が認められた。

なお、面談中、会話の流れに統一性がなく、何を言おうとしているのか分からなくなるところもあったが、顕著ではない。

4 詐病の可能性

被疑者は、隼レンタカー本店がレンタカーを回収した後、真剣に「車が盗まれた」と警察に訴えていること、面接時の受け答えの様子、被疑者のIQ(57)等からして、統合失調症を装っているものとは認められない。

森一郎精神鑑定書(公判鑑定書)

1：緒言

私は、平成 19 年 7 月 13 日、A 地方裁判所において〇〇〇〇刑事審判官、△△△△刑事審判官及び□□□□刑事審判官より被告人、森一郎の殺人被告事件について、精神鑑定を命じられた。

被告人は平成 19 年 6 月 2 日午後 7 時 43 分頃甲県 A 市隼町 3 丁目 1 番 15 号株式会社隼レンタカー本店駐車場において、同店嘱託社員田村弘に近づき、持ち合わせた刃物で左頬部を切りつけた後、背部を突き刺し、大動脈切断により殺害したものである。

精神鑑定は平成 19 年 7 月 17 日から同年 7 月 24 日までの期間、A 病院での鑑定留置（急性期閉鎖病棟個室）および平成 19 年 8 月 17 日と 8 月 23 日 A 刑務所での診察によりなされた。心理検査は風景構成法を除き A 病院臨床心理士の森島和也が実施し判定した。他の検査および面接、電話聴取は鑑定人が行った。

母、森とめとは平成 19 年 7 月 20 日、および平成 19 年 8 月 3 日に電話で聴聞した。義姉の森敏子とは平成 19 年 8 月 3 日に同様に聴聞した。C 市立病院の野中博文医師には平成 19 年 8 月 9 日電話で情報を得た。さらに同院入院時の看護記録の写しを入手し参考とした。司法警察員面前調書、検察官面前調書および第一回公判調書を精読し参考にした。起訴前簡易精神鑑定書（大田誠司医師作成）も通読した。

以上のすべての情報をもとに鑑定書を作成した。

2：家族歴

父親 森富夫 被告人 5 歳の時、喘息の為に死亡。

母親 森とめ 乙県 C 市出身。尋常高等小学校卒業後、家業の農業を手伝う。23 歳のとき 18 歳年上の森富夫と見合い結婚。この時母は大病に罹っており「死んだつもり」で一緒になったという。3 男 2 女の 5 人の子をもうけた。昭和 47 年に夫を亡くした後も農業に従事していた。その後、長男正一を頼り平成 11 年に乙県から A 市に転居し現在に至る。年金生活である。特記すべき精神障害の既往や、現在の症状はない。高齢と方言のためか、言葉が聴取しにくい。

長兄 森正一 小脳腫瘍で 2 年前より寝たきりの状態にある。

二兄 森健二 丙市の会社に勤務し、持ち家もあったというが、本年自殺している。

長姉 森和子

次姉 森良子

前妻 森さとみ 平成 15 年 5 月被告人と離婚。パチンコ店に勤務している。

長女 由美 現在 13 歳 被告人の印象として「普通」であり、特記事項なし

長男 翔太 現在 11 歳 特記事項なし

二男 龍也 現在 9 歳 特記事項なし

母親は高齢であり、言葉が充分でなく、また正一の妻敏子も言葉が充分使いこなせない。母親以外の情報が無く、同胞、祖父母の家族歴は取れていない。ただし二男健二が自殺していることは何らかの精神疾患に罹患していた可能性があり特記すべきことである。

3：生活歴

1) 生育歴

a. 乳幼児期

正常分娩であり、明らかな発達の遅れは無かったという。父が亡くなったとき、泣かなかったために、長男に頭を叩かれて泣いたというエピソードがある。

b. 少年期

父が亡くなった事もあり生活は貧しかった。畑の手伝いをして主にトウキビ生産をしながら山田小学校、同中学校を卒業している。成績は良いほうではなかったが、ついて行けないほどではなかった。

c. 青年期以降

乙職業訓練校で塗装の訓練を受けた後、乙県でしばらく働く。被告人は D 市の貿易会社などで働いていたというが曖昧である。横浜、東京で配達の仕事や中華料理店の手伝いをしていたらしい。母親から見て被告人は「素直な子で親に口答えもしなかった。おっとりとしていた。」という。

職を転々とした後、乙県 C 市に平成 4 年 7 月 21 日に戻り、7 月 25 日に入水自殺を図るが浜に上げられて未遂に終わる。平成 4 年 7 月 29 日より同年 8 月 17 日まで C 市立病院精神科に入院している。

退院後 C 土木に就職し、勤勉に働き 100 万円の貯金をためて、平成 6 年 1 月 16 日、兄健二の嫁の叔父が紹介してくれた女性と結婚し乙県 C 市で同居するようになる。平成 7 年 8 月末頃抑うつ状態となり、同年 9 月 26 日より 11 月 9 日まで C 市立病院精神科に入院している。

退院後同病院には通院せず、道路工事会社に勤めていたが、平成 13 年 2 月兄や母のいる A 市に転居してくる。当初は県営団地の兄家族と同居していたが 5 月から同じ団地の別の部屋を借りて生活を始めた。被告人は転居してまもなくの平成 13 年 2 月 13 日からパチンコスリーセブンで清掃員として勤務している。仕事振りは、物覚えが悪く、気転が利かず従業員との付き合いも無く孤立していた。怒りやすい面もあり殴り合いの寸前になることもあったという。C 土木に勤めていたときに比し勤務能力の低下が推測される。

平成 15 年 5 月、被告人がその妻に暴力したと言う事で妻の保護と経済的援助の理由で被告人は同年 5 月 25 日に解雇され、代りに妻が同店に雇用されている。同じ時期に離婚する。被告人はいなくなった 3 人の子供を捜して雨の中を自転車で行き回ったり、そのパチンコ店をたびたび訪ねたりしたという。母によるとこの頃から「馬鹿になった」と精神状態の変化を指摘している。その後兄健二の紹介で平成 16 年 11 月 30 日から平成 17 年 3 月 17 日まで、丙自動

車株式会社 A 工場で、自動車内部のアスファルトシート張りの仕事に従事する。しかし 5 日以上の無断欠勤で自己都合退職となっている。この間の人事部の評価は「評判は非常に悪く、仕事のミスを指摘され、注意されると激怒し暴言を吐き、上司に逆らい質問された事に対して意味不明な事を言い出し、まともな答えができなかった。」との事で、前の職場よりさらに不適応を生じていることが推測される。

以後、事件まで定職に就かず、経済的には母に依存し他人との関わりも持たずに過ごしていた。但し、パチンコをし、山菜を採り料理したり、家事もし自閉的ではあるが無為に過ごしていた訳ではない。しかし定職に就かず、収入が無く情緒的な対人関係を持たず、さらにこのような生活に葛藤を抱いていた節がないことは特記すべき事である。

父親を早期に亡くし、必ずしも恵まれた環境ではなかったが、それまでには、特記すべきことはない。平成 4 年 7 月に統合失調症の病状が出現したが、短期間の精神科治療で十分な回復を得ている。その後道路工事会社で働き貯金を作り、結婚する。この頃から母親によると「変わった」という。その後平成 7 年に抑うつ状態で二回目の精神科治療を受ける。その後の社会適応は詳細不明であるが、何らかの理由により平成 13 年 2 月に兄と母を頼って A 市に転居している。すぐにパチンコ店に勤務するが妻との不仲で離婚。子供とも別れて生活するようになり、その後、しばらく仕事に就いていない。母親の話ではこの頃から「馬鹿になった」と言う。丙県の丙自動車 A 工場での適応は著しく悪く、自己都合退職となっている。その後、社会とのつながりを持たない自閉的な生活となっており、社会適応は段階的に低下していった。加えて人格の変化が認められる。

2) 犯罪歴

特記事項は無い。

3) 病歴

上述したとおり 2 度の精神科入院歴がある。いずれも C 市立病院である。

第 1 回入院は平成 4 年 7 月 29 日から 8 月 17 日。急性幻覚妄想状態である。入水自殺企図の未遂後に入院となっている。幻聴、死んだ人の霊が見える、という幻視、死霊がついていて操られる、というさせられ体験、街頭で見ず知らずの複数の通行人が自分の素性を知っていて、噂話をしたり、テレビでも噂されている、という思考伝播、東京から誰か追いかけてくる、という被害妄想などの自我障害を中心とした統合失調症に特徴的な症状がある。向精神薬に反応しこれらの症状は消失している。入院中、火災報知機を誤作動させたり、外泊時に実家の窓ガラスを割ってしまったり、入院中の他の患者と殴り合いの喧嘩をしたりと、入院時の症状が消失した後、その症状と無関係に問題行動を起こしている。

第 2 回目の入院は平成 7 年 9 月 26 日から同年 11 月 9 日。抑うつ状態である。抑うつ気分、精神運動制止、思考抑制、不安焦躁および希死念慮を認めている。「頭の中でジュージューと音が聞こえる。脳みそが焼け焦げる臭いがする」という幻聴や幻臭、体感幻覚の訴えがあった。入院してまもなくこれらの症状は消失している。抑うつ状態でも「脳みそが焼け焦げる臭いがする」という訴えは心気妄想を思わせるもので入院時にあるが、統合失調症の症状でもある。症状が消失した後、他の患者と殴り合いの喧嘩をしている。この時は入浴時に誤って被告人に水をかけた者がおり、被告人はその人とは別の患者に勘違いして暴力をしている。

主治医は心因反応と診断している。この2回の入院の特徴は、いずれも短期間で症状が消失していること、いずれの入院時にも統合失調症の症状があること、症状とは無関係に認知の歪みに関与している衝動的な暴力行為があり、性格の変化と考えられる。すなわち「おっとりとした」性格が、第1回目の入院のころから普段は陽気で軽佻な面を見せるが容易に不機嫌、易怒となり衝動的で攻撃的な性格傾向に変化している。

4：現在証

1) 身体的現在証

身長 173cm、体重 64kg 頭囲 53cm、筋肉質

血液生化学検査：総蛋白 6.8、アルブミン 4.4、総コレステロール 126、中性脂肪 62、クレアチニン 0.8、尿素窒素 11.7、尿酸 4.2、GOT13、GPT16、 γ -GTP17、LDH257、アミラーゼ 58、血糖 79、HbA1c4.7、CPK54、Na144、K3.7、CL104、血清鉄 144、CRP0.05、Hbs-ag 陰性、HCVab 陰性、TPHA 陰性、RBC492 万、WBC4100、血色素 14.6、ヘマトクリット値 44

以上血液検査全て正常

尿検査：蛋白陰性、糖陰性、ウロビリノーゲン半陽性、沈査：RBC 陰性、WBC1-3、上皮陰性、円柱陰性、細菌、陰性

以上より尿検査正常

a. EEG

基礎律動は 9-10 サイクル、50 マイクロボルトのアルファ波が前頭葉に初期から出現し、その後、後頭葉にも優位に出現する。開眼での反応ありアルファ波の抑制を認める。光刺激での異常波の出現はない。左右差なく突発性異常波もない。過呼吸にてビルドアップ軽度認める。アルファ波の前頭葉の早期からの出現は珍しいが、特別な臨床的意味はない。以上より、意識障害および癇癇性の障害を認めない脳波である。

b. ECG.

正常の心電図

2) 精神的現在証

a. 面接所見

A 病院に到着すると腰をかがめて走りこんできて「釈放お願いします。」と頭をぺこぺこと下げて繰り返す。どう聞いてきたか、と問うと「ココで診てもらって、異常ないと言われたら釈放」と鑑定留置の意味を理解していない。この点に関しては、精神鑑定の意味を確認し、説明した。しかし「先生のサイン、大丈夫ですよ、という診断書あれば（裁判が）終わる。」などと言って了解は悪い。意識は清明であり、見当識も保たれている。愛想が一見良く、慇懃なほど丁寧な物腰であり、疎通性は良い。鑑定人が訊ねる前から「ココはアメリカのアリゾナ」

と主張する。事件に関する質問を向けると、穏やかな表情が失せて興奮し声高になり早口になる。普段はおとなしく、他人から話し掛けられない限り、黙っている。話相手がいるとジェスチャーをまじえて話している。面接が終わると、被告人が先に立ち上がり、ドアを開けてくれる、といった気配りをみせる。

被告人は今、アリゾナにいて、事件も裁判も精神鑑定も米国のアリゾナ州で起きていると言う妄想を一貫して話していたことは特記すべき点である。見当識を確かめるとき、刑務所からどちらの方向になるか、と問うと「A 神社の方」というので、A 神社は日本の A 市にあるけれども、と返すが動揺せず「神社です」と言い直す。病院で皆が日本語を使っていることについては、「米国のリトルジャパンだから」とやはり平然としている。時に、誇大的内容の妄想がある。借りた車は、「ボンネットがダイヤのようにピカピカで・・・エンジンが二つあってターボがついて三つある。」と言う。また誇大的内容に被害的な色彩が加わり「叔父さんが日本でコンクリート会社の社長をやった。皆でいっぱい飲んで食べて中毒当たって何人も死んだ」というもの。被害的なものとして「サーズと言う暴力団、悪いことする団体、新聞に警察の内部にあったと・・・」「地下（事件の起きた場所の）にガソリンシャワーがあって、人を焼く。まずいものを焼く。そう言う噂」以上のように妄想は持っている。

被告人は「乙県から甲乙県」に出稼ぎに行っていたという。甲乙県は日本にあり、ココの A 市は米国であると一貫して言い張る。こうした点は妄想ではあるが、甲県と甲乙県のように音連合によるつながりを示唆し思考の障害と考える。特に事件の話になると、話のまとまりを欠く。滅裂ではないが思路は弛緩している。そのことも生育歴が整理されず、曖昧になる要因である。

感情の表出は充分あり、鑑定留置が終了することを伝えると万歳をして、若い看護師の両手を掴んで「退院です」と喜びの感情を表していた。

b. 検査

b-1 WAIS-R 成人知能検査

この検査は口答でのやり取りによる言語性検査と視覚的道具を媒介とした動作性検査の 11 種類の下位検査を行い、それぞれの得点から知能段階や知的機能などをみるものである。

結果は以下の通りである。

言語性検査知能指数 (PIQ)	81	第一病院の結果	(66)
動作性検査知能指数 (VIQ)	66	同	(55)
全検査知能指数	(VIQ) 71	同	(57)

以上からすると、下位検査得点のばらつきが目立つ。第一病院の検査結果と比べると「一般理解」「類似」などの得点が上昇し知能段階が普通と推定された。社会場面における主観的な受け取りやすさが強く、周囲の状況を歪めて認識したり、行動してしまう危険性が高いと考えられる。作業面での低下は顕著であり実際の仕事場面でも明らかとなり、病的なものによる影響が推測される。

b-2 ロールシャッハテスト

この検査は、10 枚のインクのシミから出来た曖昧な絵を提示して、それが何に見えるか、

を判断してもらうことで人格特徴や精神病理などの徴候を診ていくものである。

知的側面では、反応数は 30 個と多く、想像活動は活発で反応内容も 9 種類あって興味・関心は広く、元来の知的レベルは低いと考えられる。平凡反応も 6 個出現しており、常識的判断も基本的にできている。しかしながら、ものごとの見方は漠然としていて、具体的に乏しく現実見当識も低下しており、本来の知的機能が発揮できにくい状態にあると推測される。特に、骨格反応（解剖反応）は色彩カードに限らず白黒カードにも生じており 11 個（32 %）も出現する「固執」を示しており、思い込みやこだわりが強く柔軟性のない思考の硬さと考えられ、思考障害が存在する可能性がある。

情緒的側面では、色彩や濃淡に基づく反応や運動反応も少しは出現しているので情緒刺激への反応がないわけではない。しかし形態反応が 90 %と極端に高く、内的な欲求や感情を抑え込もうとしすぎている。骨格反応には「切り裂くイメージ」を伴い、毛皮反応には「動物を殺して剥いだ」と説明しており、色彩が複雑なカードでは「人間の肉から血が出ている」と生々しく表現していることから、内面的に攻撃性や破壊衝動が強く存在している。さらに情緒統制力は低く情緒刺激に巻き込まれて混乱する様相もありその攻撃性や破壊衝動が噴出する危険性は充分ある。

意欲的な側面では、反応時間や反応数から表面的には積極的で停滞も認められないが、カード回転がなく動物運動反応も少なくないことから、自発性や活気に乏しいと考えられる。

対人的側面では、平凡反応や毛皮反応があることでは一見人と合わせることができるが、前述した内面の衝動性と破壊性から暖かい対人関係の継続は充分形成できない。

b-3 HTPP 描画テスト

この検査は、家屋画、樹木画、人物画を自由に描いてもらうことで人格特徴や表現病理をみるものである。

家屋画は、自宅の間取り図となっている。これはロールシャッハテストの解剖反応と通じる意味を持つ可能性がある。

樹木画は、左右対称であり心的エネルギーの低下傾向を示唆される。針葉樹であり、後述する風景構成法の木とパターンが同じである。

人物画は 20 代の男女を描いている。男性像ではズボンの奥に膝が透けて見えたり、指の数が 3 本しかない。女性像は表情が陰しく怖い感じであり、足の指まで描かれている。以上の通り形態的に奇妙であり現実検討能力の歪みを示している。

b-4 横田式クレペリン精神作業テスト

この検査は、一桁の数字の連続加算を一定時間になったら行を変えながら行い、その作業ぶりから精神機能をみるものである。

作業量は、前半平均 17 個と普通の人よりも三分の二程度しかないもので、元来の知的レベルにしては作業テンポが遅くなっている。

休憩後平均 19 個とあまり増えていかないもので、作業能力低下も認められる。休むべき時に質の良い休息がとれていない。内面的な不安の強いことも考えられる。

しかし計算違いはほとんどなく、作業曲線も作業開始時の滑り出しが悪い程度で大きな動揺曲線にならず、表面上は落ち着いていると思われる。

総合的な判断は「C 段階級の準々定型」となる。作業を通していても、精神機能は低下気味

であるが、作業過程はほぼ安定した状態にある。

b-5 風景構成法

これは、川、山、田、道、家、木、人、植物、動物、石そして何か付け加えたいもの、をこの順にサインペンで描いてもらい、色付けし一枚の風景画に仕上げてもらう描画テストである。

検査にはとても協力的であり、熱心に取り組むが遊びの雰囲気は生じない。まず川を描くように指示すると山を描きその後で川を描く。その兩岸に堤防や橋を付け加える。一つの指示で被告人なりのパターン化された硬化した認知があり、これに基づいて行動にうつすことが特徴である。同様に田を指示すると家をまず描く。田を描くときに「こめ畑」と文字を入れる。人の顔に黒マルを入れて一つ目のように見えるのが奇妙である。木は左右対称の針葉樹である。

構成はできていない。遠近法が使用できず、多視点から見たような構図である。また彩色は一部ヘテロクロマティズムが見られる。彩色の段階で疲労が見られ、余白を残して終了となっている。

構成の強引さとその歪み、人物の奇妙さ、ヘテロクロマティズムなどから、統合失調症がもっとも考えられる。

b-6 ベンダーゲシュタルトテスト

この検査は、9個の図形を順番に1枚の用紙に模写作業してもらい、その模写ぶりから精神機能や脳器質障害などの徴候をみるものである。

模写時間は正常範囲で著しい遅れは見られないが、模写図形は用紙の半分以下の領域に収まっていて提示図形よりも小さく順序良く描かれている。そのことから、萎縮して統制されすぎていること、用紙全体を適切に使えられず、全体を把握する能力を欠くことなどが考えられる。

一方、模写図形そのものの形態は、小円で描くところを前図の刺激が残存してボツ点で描くような「固執」、提示図形の一部に「回転」など出現しており、パスカル&サッテルによる形態逸脱得点も35点となり、精神機能の歪みが認められる。

b-7 MMPI 多面的人格検査

虚構尺度が高くかつ防衛尺度が高い。このことから、被告人自身および家族について良く見せかける傾向がうかがわれる。

5：犯行

a. 犯行前

調書などの記載と母親からの情報によると、丙自動車株式会社 A 工場を辞めた後は、定職に就かず、パチンコや山菜取り、釣りおよびドライブなどをして過ごしていた。決して無為というのではなく、表面化する逸脱行動もなく過ごしていた。母親によれば平成18年の暮れ頃から、被告人はアメリカ合衆国に行く、と言っていたという。平成19年3月21日、午前11時頃、「ロサンゼルスに行くから」といって株式会社車レンタカー本店からマーチをレンタカーとして同年3月23日の20時までの契約で借りた。支払いの仕方が奇妙であり、カードで支払うが50円現金で、しかも100円硬貨を出し50円お釣りをもらっている。その後、返却予定時になっても車は返還されず、しばしばレンタカー会社から催促の連絡をいれていたが、電話は留守番電話になっていた。平成19年4月下旬、レンタル部次長鈴木光男が被告人の住む

団地に出向き、被告人を訪ねたところ、「イギリスから借りた車だ。おまえの所から借りた車ではない。」と繰り返すので、名刺を渡し引き返した。さらに同人はレンタル部部長花井紀雄と共に同年5月11日にマーチを返還しないと引き取る旨の催告書を車のワイパーに挟み、さらに被告人の郵便受けに入れた。その後も何も進展がなかったために、同年6月1日、二人でマーチを引き上げた。翌2日になり、被告人から会社に電話で、同車を引き上げたことの確認と警察に訴える旨を4回に渡り連絡が入った。被告人は警察に盗難された旨を通報したところ、同日午後7時過ぎにA警察署巡査部長〇〇〇〇以下3名が事情聴取のため被告人宅を訪ね、隼レンタカー本店にも事情を確認していた。その後被告人は自転車にて同社に向かった。被告人の話の主張するところによると、「最初は前記の契約であったが電話で6ヶ月延長の契約を済ませている。」「契約したのはイギリス人が経営している3丁目ではなく2丁目の隼レンタカーである。そこはガソリンスタンドのような建物ではなかった。・・喧嘩こいたところ（事件現場）はガソリンスタンドみたい。」とのことであった。

b. 犯行時

1) 記憶

調書などの記載によると、事件現場で洗車中の被害者田村弘嘱託社員に被告人は引き上げた車について一方的に話し掛けてきたので、被害者が「何ですか、暴力は辞めましょう。」などと答えたところ、いきなり持参していた刃物で左頬部を刺し、倒れたところを背部から大動脈に至るまでもう一度刺し、殺害した。

被告人の話では、「田村弘さんは知らない。川上町の自動車学校の先生（後に校長に供述が変わる）で公安委員会の副委員長（後に国会の副議長に供述が変わる）。・・警察はそう言うけど、刺したのは野村さん。親戚。二人で言い争って喧嘩こいた。力あったら持っていけ、とか言われた。野村さんがむなぐらつかみつつかかかってきた。右頬と背中の中骨。1cmくらい。彫り物ナイフで、ガタガタで、折れるようなナイフ。野村さんは田村さんと同じ人。刺した後、立ち上がって中に入ってしまった。県立病院に1週間入院した。警察に来て起訴しない、と言っていた。・・警察は田村弘さんを殺したという。この人は生きている。殺してはいない。・・」ということであり、事件現場で刃物で人を刺したことは認めたが刺した人物とその時の状況および結果が食い違う。さらに置き忘れた鞘を探しに事件現場に戻り、刺したことは悪いことであるから警察に自首しようかと考えたが、道に迷い自分の団地に戻ったところを逮捕されたという。この間違った確信は鑑定期間中修正されることはなく一貫していた。さらに「サーズ」と言う悪いことをする組織が警察内部に存在するという妄想や田村弘被害者が県や国の重要人物であること（これに関しては前述のように変化している）、さらに被害者を殺したという冤罪によって多数の人が罪に問われているという妄想も語られていた。

以上より被告人の記憶は妄想的に粉飾され意味付けられている。

2) 動機

イギリス人が経営しているレンタカー会社に、借りた車の保証金を払わなくてはいけないと思い、マーチをとり返しに行ったが喧嘩を売られたのでかっとなり刺した、という。しかし実際には被害者、田村弘とは初対面であり、また喧嘩を売られてた事実はない。動機に関しては、被告人の妄想なしには了解不能である。

6：総括と説明

まず詐病との鑑別が必要である。MMPI テストの結果からも検討すべきである。

ここが米国のアリゾナでありそこで今回の事件が起きている、と被告人は虚言している可能性である。さらにレンタカーでなくリースカーなので平成 19 年 3 月 23 日の午後 8 時までに返す必要がないこと、借りたところと別の会社に盗難されてしまったので、警察に被害届けをして被告人は力づくで取り返しに行ったこと、そこで喧嘩して野村さんに彫り物刃物で頬と背を刺したがちょっとだけだったので、死んでいないこと、その後被告人が刺した人は話しをして立ち上がって事務所にいったのを見たこと、その人は県立病院で 1 週間の治療で良くなり起訴しないと云った事、などがすべてが虚言と演技によってなされている可能性である。このような虚言は知的障害を有している場合、これを構築する事、維持する事が不可能になる。前述したように被告人は正常範囲の知能を有しているが極めて軽度精神遅滞に近い程度に低い。また不安定な激情的な性格であることを考慮するとこの一貫性を維持することは困難であると思われる。

加えて精神鑑定の意味については、「異常あるか、ないか」を調べることであり、「異常なければ釈放」と極めて歪んだ理解であり、訂正しようと試みると、「鑑定も何も、何もしていないのに勝手に起訴された」と怒り出す。修正不能の誤った確信であり、妄想になってしまう。自分にとって何が利益になるのかについても混乱しているものが、詐病という高度な行為はできない。

何らかの病気で罪を逃れたいのであれば、知能検査も低く出るような配慮をするのが当然である。然るに被告人は、第一病院において実施された WAIS-R 成人知能検査に比し言語性で著しく改善を見せている。言語性に関しては低く見せることは可能である。このことも詐病でない一つの根拠である。C 市立病院への初回入院時の症状は典型的な統合失調症の症状であり、これも詐病であるとなるとかなり専門的な知識が必要となる。しかし鑑定人が確認した範囲ではそのような知識を被告人は有していない。

次に空想虚言を検討する意味がある。嘘をついているという意識がほとんど欠如した虚言である。この場合、人格障害とヒステリーという疾患を基礎に有しているが、被告人の虚言は本人は確信しているのだが、明らかに嘘と分かってしまうものである。少なくとも一部信じさせる部分があるのが空想虚言である。また空想虚言であれば、記憶および知覚に障害がないはずである。しかし被告人の病理は記憶にある。また被暗示性の昂進により誘導され内容が願望充足的に変動することもない。

器質性疾患によってなされる作話、特にコルサコフ症候群でも嘘は生じる。しかし被告人には、コルサコフ症候群の主症状である見当識の障害はない。気銘力も障害されていない。鑑定留置後、24 日経って面接した鑑定人をきちんと思い出し、留置期間とその場所を適切に答えている。第一病院の頭部 CT および今回の脳波検査でも器質性の精神疾患を疑わせる所見はない。加えてコルサコフ症候群のほとんどがアルコール大量摂取によるものであるが被告人はほとんど飲酒歴がない。

そして C 市立病院での心因反応である。確かに妻子との離別や職場の解雇や自主退職といった心因になる出来事が先行して存在する。野中医師が心因反応の根拠とした「退院後に通院治療をまったく受けていないのにも関わらず一応の社会適応をしていた」ことはその後の被告人の経過から否定される。決して恵まれた生活歴を持たない被告人が、様々なストレスに反応を生じて不自然ではないが、先に述べた内容は、生育した環境を考慮してもなお了解不能で

ある。

被告人の極端に歪んだ認知と、それを正当化させる過程で形成された妄想、記憶錯誤、そして思考の弛緩、を無理なく説明するには被告人が統合失調症に罹患していると考えるのが妥当である。また事件以前から記憶錯誤が現在まで認められる。ココがアメリカであると被告人が根拠として「山が大きいし、建物もカラフル」と述べている。これを過覚醒と考えると統合失調症の急性期、再発期に見られる症状と一致する。

一見疎通性もあり、感情の幅もあるようだが、感情は怒りとそれを過度に取り繕う慰懃さに狭小化している。

多額の貯金を作り家族を持つまでの社会適応をした被告人が、2度目の精神科入院の後、適応能力や抑制能力の低下という人格変化をきたした原因として統合失調症以外考えにくい。発病時期は遅くも平成4年の初回精神科入院の直前に遡る。寛解度が高く再発は少なくとも今回を含め2回目である。この疾患は再発を繰り返すたびに人格に欠陥を残す事を特徴とする。

被告人は、事件前より米国に行く、と母親に話しており、レンタカーを借りるときも「ロサンゼルスに行く」と話している。別のところでリースした車を盗まれたという妄想に強く影響を受けて、車を取り返す行動をとり、認知の歪みから「馬鹿にされた」と感じ、田村弘氏を刺す行為に及んだ。この時、是非善悪を弁識する能力は妄想と認知障害により著しく障害されていた。またその弁識にしたがって行為を制御する能力は、統合失調症により引き起こされた人格変化も加わり、有していなかったと判断する。

7：鑑定主文

被告人は、統合失調症に罹患している。このため犯行当時および現在、自己の行為に対する是非善悪の弁別能力は著しく障害されており、その弁別結果にしたがって行動する能力を有していない。

平成19年9月13日

A市中央5丁目5番18号

A病院医師・院長
医学博士 横山英夫

A地方裁判所
刑事審判官
〇〇〇〇殿
△△△△殿
□□□□殿

1. 鑑定主文

- (1) 被告人は、本件犯行当時及び現在、統合失調症と診断される。
- (2) 本件犯行当時、被告人の是非善悪を弁識する能力は、上記疾患の影響により著しく障害されていた。また、その弁識に従って行為を制御する能力を完全に失っていた。

2. 生活歴等

(1) 家族歴

① 家族構成と家庭環境

父森富夫（幼少時に死亡）と母森とめの三男。兄二人、姉二人。平成6年に吉野さとみと結婚、娘一人、息子二人をもうけるが、同15年離婚（子供とは別居）。

② 精神障害の家族負因

次兄（会社勤務、持ち家あり）が平成19年に自殺。精神疾患に罹患していた可能性がある。

(2) 発病までの生活歴

乙県C市で出生、同地で小中学校卒業。いくつかの職を転々とするなどしていた。その後、平成4年7月25日に入水自殺を図るが未遂に終わり、第1回入院に至る。

(3) 治療歴及び発病後の生活歴

2度の精神科入院歴あり（いずれもC市立病院）。いずれの入院時にも統合失調症と診断されている。

① 第1回入院（平成4年7月29日から8月17日）

- ・ 入院時には、街頭で見ず知らずの複数の通行人が自分の素性を知っていて、噂話をしていたり、テレビでも自分のことを噂されているという幻聴や関係妄想、思考伝播、死んだ人の霊が見えるという幻視、東京からずっと後をつけられ、見張られているという被害妄想などの統合失調症に特徴的な症状が認められた。
- ・ 抗精神病薬に反応し、上記の症状は消失した。
- ・ しかし、上記の症状が消失した後も、入院中に、火災報知器を誤作動させたり、外泊時に実家の窓ガラスを割ったり、他の患者と殴り合いの喧嘩をしたりした。生来は、おっとりした性格であったようであるが、この頃以降は、普段は陽気な性格だが容易に不機嫌になり、かっとなりやすく、衝動的で攻撃的な性格傾向に変化したと評価されている（人格変化）。

② 第1回入院後の生活状況

- ・ 退院後は通院せず、舗装工として働いていた。平成6年に結婚し、子供を儲けたが、平成7年8月頃より不眠、食欲不振、焦燥感が強まり、妻子に暴力をふるったり、部屋の壁に落書きしたり、訳の分からないことを言うようになり、第2回入院に至る。

③ 第2回入院（平成7年9月26日から同年11月9日）

- ・ 入院時には、硬い表情で反応性に乏しく、「頭の中でジュージュと音が聞こえる。脳みそが焼け焦げる臭いがする」という幻聴や幻臭、体感幻覚の訴えがあった。
- ・ 抗精神病薬の内服によって、上記の症状は入院後まもなく消失した。
- ・ 上記の症状が消失した後、他の患者と殴り合いの喧嘩をして問題行動を起こしている。

④ 第2回入院後の生活状況

- ・ 退院後は通院せず、工員として稼働したが、どの職場でも長続きしなかった。平成13年以降、妻子への暴力がエスカレートし、妻子の前でアダルトビデオを鑑賞し、自慰行為にふける行為が見られるようになり、妻子は耐えかねて、平成15年に家出し、そのまま離婚した。平成17年以降事件まで定職に就かず、経済的には母に依存し自閉的に過ごしていた。情緒的な対人関係を持たず、本人はこのような生活に葛藤を抱いていた節がない。

3. 犯行前及び犯行時の行動及び精神状態

(1) 犯行前の状況（レンタカー会社従業員の供述、捜査報告書による）

母親によると、被告人は、平成18年の暮れ頃から、母親に対し、アメリカに行くと言っていたという。

被告人は、平成19年3月21日、レンタカー会社から同月23日までの予定で車を借りた。この際、被告人は、「ロサンジェルスに行く」などと言っていた。4月下旬、レンタカー会社次長が車を返さない被告人を訪ねたところ、被告人は、「イギリスから借りた車だから、おまへの所から借りた車ではない」と繰り返していた。

6月1日にレンタカー会社が車を引き上げたところ、翌2日に被告人から同社に電話で、引き上げたことの確認と警察に訴える旨の連絡が4回入った。被告人は、盗難された旨を警察に通報し、同日午後7時過ぎに警察官が被告人宅を訪ねた。警察官が駐車場で車検証を確認するとレンタカー会社の所有となっていたため、その場で携帯電話にて、レンタカー会社から貸し出し状況を聴取し、被告人が契約期間を超過しても車を返していないことを確認した。通報内容に不審点があったことから、警察官は被告人に対し、事情聴取のために出頭を求めたところ、被告人は、「着替えてくる」と言って一旦部屋に戻ったが応じず、自転車で同社に向かった。

(2) 犯行時の状況（目撃者（レンタカー会社従業員等）の供述による）

被告人が、事件現場で洗車中の被害者に対し、引き上げた車について一方的に文句を言ったので、被害者が、「何ですか、暴力はやめましょう」と答えたところ、いきなり持参していた刃物で左頬部を切り付け、倒れたところを背部から大動脈に至るまでもう一度刺して殺害した。

(3) 犯行後の状況（緊急逮捕手続書、被告人の供述等による）

被告人は、被害者を刺した後、現場で刃物の鞘を探したが発見することができず、そのまま自転車で逃走した。逃走中に立ち寄った空き地で、刃物の折れてしまった握りの部分を投棄し、刃物の部分は石の下に隠すなどした。その後、帰宅したところを、待機していた警察官に逮捕された。

(4) 犯行後の被告人の説明

被告人によると、「最初は3月23日までの契約であったが電話で6ヶ月延長の契約を済ませている。」「契約したのはイギリス人が経営している4丁目ではなく3丁目の隼レンタカーである。そこはガソリンスタンドのような建物ではなかった。喧嘩こいたところ（事件現場）はガソリンスタンドみたい。」という。

被告人によると、「イギリス人が経営しているレンタカー会社に借りた車の保証金を払わなくてはいけないと思い、車を取り返しに行ったが、喧嘩を売られたのでかっとなり刺した。」というが、実際は喧嘩を売られた事実はない。なお、緊急逮捕手続書によると、被告人は犯行当日、警察官に、「隼レンタカーでついカッとなって刺しました」と供述している。また、刃物を持参した理由について、被告人は、「自分を守るからナイフを持っていた。けんかになるかもしれないと思ったから」「相手が拳銃や包丁持っているから」と供述している。

被告人によると、「被害者は知らない。川上町の自動車学校の先生で公安委員会の副委員長。

警察はそう言うけど、刺したのは野村さん。親戚。二人で言い争って喧嘩こいた。力あったら持っていけ、とか言われた。野村さんが胸ぐらつかみかかってきた。右頬と背中の骨。1cmくらい。彫り物ナイフで、ガタガタで、折れるようなナイフ。野村さんは被害者と同じ人。刺した後、立ち上がって中に入っていた。県立病院に1週間入院した。警察に来て起訴しない、と言っていた。警察は被害者を殺したという。この人は生きている。殺してはいない。」という。逮捕の経緯について、被告人は、「刺したことは悪いことであるから警察に自首しようかと考えたが、道に迷い自分の団地に戻ったところを逮捕された。」という。

4. 現在証

(1) 身体の状態

身長173cm, 体重64kg, 頭囲53cm, 筋肉質。血液検査, 尿検査, 心電図は全て正常。脳波, 頭部CT, MRI検査とも異常なし。薬物使用歴なし。飲酒歴はほとんどなし。

(2) 精神と行動の状態

① 言語的疎通性

意思の疎通は可能だが、他人から話しかけられない限り黙っている。

② 記憶

記憶障害はないが、④のとおり、その内容は粉飾されている。

③ 感情

「刺すことは悪いこと、反省しています。」というが、その言葉は深刻味に欠け、笑いながら言っており、感情の平板化が見られる。

④ 知覚及び思考

事件現場で刃物で人を刺したことは認めたが、3(4)の「犯行後の被告人の説明」のとおり、刺した人物、状況及び結果の認識が事実とは異なり、これは妄想と考えられる。この妄想は現在も持続しており、訂正できない。また、「サーズ」という悪の組織が警察内部に存在し、被害者が県や国の重要人物である、被害者を殺したという冤罪により多数の人が罪に問われているという、逮捕後に新たに構築された妄想も語られていた。

⑤ 知的水準

正常範囲の知能を有しているが極めて軽度精神遅滞に近い程度に低い。思考障害（思考過程の異常）が存在する可能性があり、本来の知的機能を発揮できにくい状態にあると推測される。

5. 診断

被告人は、

第1回の精神科入院時（平成4年7月29日）までに、幻聴や幻視、思考伝播、被害関係妄想等の症状があらわれており、これらの症状は薬物療法の結果、2週間前後で消失したものの、以降、衝動性や攻撃性を特徴とする持続的な人格変化を来したこと

退院後、いったんは舗装工として稼働できるまでに回復したが、平成7年8月頃より、不眠や食欲不振、壁への落書きや訳の分からないことを言うなど奇妙でまとまりのない言動があらわれ、第2回の入院時（平成7年9月26日）には、再び明らかな幻覚が認められたこと

気分障害に特徴的な症状を欠くこと

アルコールを始めとする精神活性物質の使用や器質性脳疾患が否定されることから、現在、多くの国で標準的に用いられているICD-10を参照した場合、遅くとも第1回の

入院までに統合失調症を発症していたと診断できる（別紙3参照）。

本件犯行時にも、妄想や感情の平板化が認められたことから、被告人はこの時点においても、引き続き、統合失調症にかかっていたと診断できる。

感情の平板化や思考の貧困、意欲低下、不適切な情動的反応などの特徴を持つ「陰性症状」が認められ、さらに、まとまりのない言動が間欠的に顕在化することがあったが、これらの症状はいずれも軽度であること、緊張病性興奮や昏迷など「緊張型」に特徴的な症状が出現していないこと、他方、2回の入院時及び本件犯行時において、幻覚や妄想が顕著に認められたことから、被告人のかかっている統合失調症の病型は「妄想型」と特定できる。

6. 本件犯行時の精神状態に関する意見

(1) 犯行動機の詳細可能性

被告人によると、イギリス人が経営しているレンタカー会社に借りた車の保証金を払わなくてはならないと思い、車を取り返しに行ったが喧嘩を売られたのでかっとなり刺した、というが、実際には被害者とは初対面であり、また、喧嘩を売られていた事実もない。被告人の説明する犯行動機は、了解不能で、妄想に基づいていたと考えられる。

(2) 違法性・反道徳性の認識

被告人は、犯行後、即座に逃走し、逃走中に刃物の折れてしまった握りの部分を投棄し、刃の部分はその場にあった石の下に隠すといった証拠隠滅工作を行っており、自己防衛的な行動をとっていると認められる。また、人を殺すことは良くないというパターン化した認識は可能であるが、3(4)の「犯行後の被告人の説明」のとおり、被告人によると、被害者は生きているといい、自己のした行為が人を殺したことになるということを理解しない。

(3) 犯行手順の一貫性・合目的性

「暴力はやめましょう。」と答えた被害者に対し、いきなり左頬部を切り付け、倒れたところを背部から大動脈に至るまでもう一度刺して殺害している。犯行の着手から完遂まで手順にはそれなりの一貫性、合目的性が認められる。

(4) 犯行の計画性

被告人は、車を取り返しに行ったところ、喧嘩を売られてかっとなり刺したと説明している。前述のとおり、犯行手順にはそれなりの一貫性や合目的性を認めることができるが、その着手に至るまでの過程には妄想、あるいは衝動的・偶発的な要素の影響が多分に認められる。すなわち、本件犯行には明確な計画性を認めることはできない。事前に包丁を用意していることについても、当初から殺害を計画してのものではなく、被害妄想を背景にした自己防衛的行動であったと理解される。

7. 総合評価

被告人は、事件前よりアメリカに行く、と母親に話しており、レンタカーを借りるときも「ロサンゼルスに行く」と話している。別のところでリースした車を盗まれたという妄想に強く影響を受けて、車を取り返す行動をとり、被害者が「何ですか、暴力はやめましょう」と答えただけであり、「馬鹿にされた」と感じ、被害者に対し、いきなり左頬部を切り付け、倒れたところを背部から大動脈に至るまでもう一度刺して殺害した。

犯行動機に関しては、被告人の妄想なしには了解不能であり、犯行と妄想との間には極めて密接な関係が認められることから、犯行当時、是非善悪を弁識する能力は妄想により著しく障害されて

いたと判断される。

また、被告人は、人を殺すことは良くないというパターン化した認識は可能であるが、2(3)のとおり、統合失調症により引き起こされた、衝動的で攻撃的な性格傾向への人格変化も加わり、極めて衝動的に犯行に及んでいると認められることから、犯行当時、その弁識に従って行為を制御する能力を完全に失っていたと判断される。

8. 参考意見

被告人は現在、統合失調症にかかっており、その精神症状は今なお活発である。どのような司法的な判断がなされ、どのような処遇が行われる場合でも、薬物療法等の標準的な精神医学的治療の提供は必須である。

以上のとおり鑑定する。

平成19年9月13日

住所 A市中央5丁目5番18号

氏名 横山 英夫 (A病院医師・院長)

(別紙1)

1 事件番号

A 地方裁判所 平成19年(わ)第500号

2 被告人

氏名 森 一郎 (性別男, 昭和42年5月4日生, 40歳)

住所 甲県A市隼町4丁目2番1号県営団地10号棟308号室

3 鑑定依頼人

A 地方裁判所 裁判長裁判官 ○ ○ ○ ○

裁判官 △ △ △ △

裁判官 □ □ □ □

4 鑑定を必要とした理由

鑑定嘱託書のとおり

5 鑑定事項

被告人の本件犯行当時及び現在の精神状態

6 鑑定経過

(1) 鑑定期間

平成19年7月17日から同年7月24日 (A病院での鑑定留置)

平成19年8月17日 (A刑務所での診察)

平成19年8月23日 (同上)

(2) 関係者との面接

平成19年7月20日 (母に電話で聴聞)

平成19年8月3日 (母及び義姉に電話で聴聞)

平成19年8月9日 (C市立病院*の野中博文医師より電話で情報取得)

*被告人が過去2度精神科入院した病院

(3) 参考資料

C市立病院入院時の看護記録写し, 緊急逮捕手続書, 捜査報告書, 司法警察員面前調書, 検察官面前調書

(別紙2)

心理検査とその所見について

①WAIS-R成人知能検査

- 手法：口頭でのやり取りによる言語性検査と視覚的道具を媒介とした動作性検査の11種類の下位検査を行い、それぞれの得点から知能段階や知的機能などをみるもの。
- 検査結果：言語性検査知能指数（PIQ）81、動作性検査知能指数（VIQ）66、全検査知能指数（VIQ）71→知能段階は普通と推定された。

②ロールシャッハテスト

- 手法：10枚のインクのシミから出来た曖昧な絵を提示して、それが何に見えるか、を判断してもらうことで、人格特徴や精神病理などの兆候をみるもの。
- 検査結果：知的側面では、元来の知的レベルは低くないが、本来の知的機能が発揮できにくい状態にあると推測される。検査結果によれば、思考障害が存在する可能性がある。情緒的側面では、情緒統制力が低く情緒刺激に巻き込まれて混乱する様相もありその攻撃性や破壊活動が噴出する危険性は充分ある。意欲的な側面では、自発性や活気に乏しい。対人的な側面では、内面の衝動性と破壊性から暖かい対人関係の継続は充分形成できない。

統合失調症の診断について

ICD-10

○説明:「疾病および関連する健康の諸問題についての国際統計分類」(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)は、死因や疾病の国際的な統計基準として世界保健機関(WHO)によって公表されたものである。現在は第10版となっており、ICD-10として知られている。

○統合失調症(精神分裂病)(Schizophrenia):統合失調症の診断のために通常必要とされるのは、次の(a)から(d)までにあげられた中のいずれか1つに属するもので、少なくとも1つのきわめて明らかな症状(十分に明らかでなければ、ふつう2つ以上であること)、あるいは(e)から(h)にあげられた中から少なくとも2つからなる症状が、1カ月以上の期間、ほとんどいつも明らかに存在していなければならない。

(a) 考想化声、考想吹入あるいは考想奪取、考想伝播。

(b) 支配される、影響される、あるいは抵抗できないという妄想で、身体や四肢の運動や特定の思考、行動あるいは感覚に明らかに関連づけられているもの、および妄想知覚。

(c) 患者の行動にたえず注釈を加えたり、仲間たちの間で患者のことを話題にしたりする幻声、あるいは身体のある部分から発せられるという他のタイプの幻声。

(d) 宗教的あるいは政治的な身分、超人的な力や能力といった、文化的に不適切でまったく不可能な、他のタイプの持続的な妄想(例えば、天候をコントロールできるとか別世界の宇宙人と交信しているといったもの)。

(e) どのような種類であれ、持続的な幻覚が、明らかな感情的内容を欠いた浮動性の妄想か部分的な妄想、あるいは持続的な支配観念をとまったり、あるいは数週間か数ヶ月間毎日継続的に生じているとき。

(f) 思考の流れに途絶や挿入があり、その結果、まとまりのない、あるいは関連性を欠いた話し方をしたり、言語新作がみられたりするもの。

(g) 興奮、常同姿勢あるいはろう屈症、拒絶症、緘黙、および昏迷などの緊張病性行動。

(h) 著しい無気力、会話の貧困、および情動的反応の鈍麻あるいは不適切さのような、ふつうには社会的ひきこもりや社会的能力の低下をもたらす、「陰性症状」。これらは抑うつや抗精神病薬の投与によるものでないことが明らかでなければならない。

(i) 関心喪失、目的欠如、無為、自分のことだけに没頭した態度、および社会的ひきこもりとして明らかになる、個人的行動のいくつかの局面の全般的な質にみられる、著名で一貫した変化。

以上のような症状面での必要条件是満たすが、(治療の有無とは関係なく)持続期間が1カ月に達していないものは、まず急性分裂病様精神病性障害(F23.2)と診断しておき、さらに症状が長く続くならば分裂病と再分類すべきである。上記の症状(i)は単純型分裂病(F20.6)の診断にだけ該当させ、少なくとも1年間の持続が必要である。

○F20.0 妄想型分裂病(Paranoid schizophrenia):これは世界中のほとんどの国で最も一般的な分裂病の亜型である。臨床像は比較的固定した妄想が優勢であり、通常、幻覚とりわけ幻聴をとまなう。感情、意欲、会話の障害、および緊張病性症状は顕著でない。

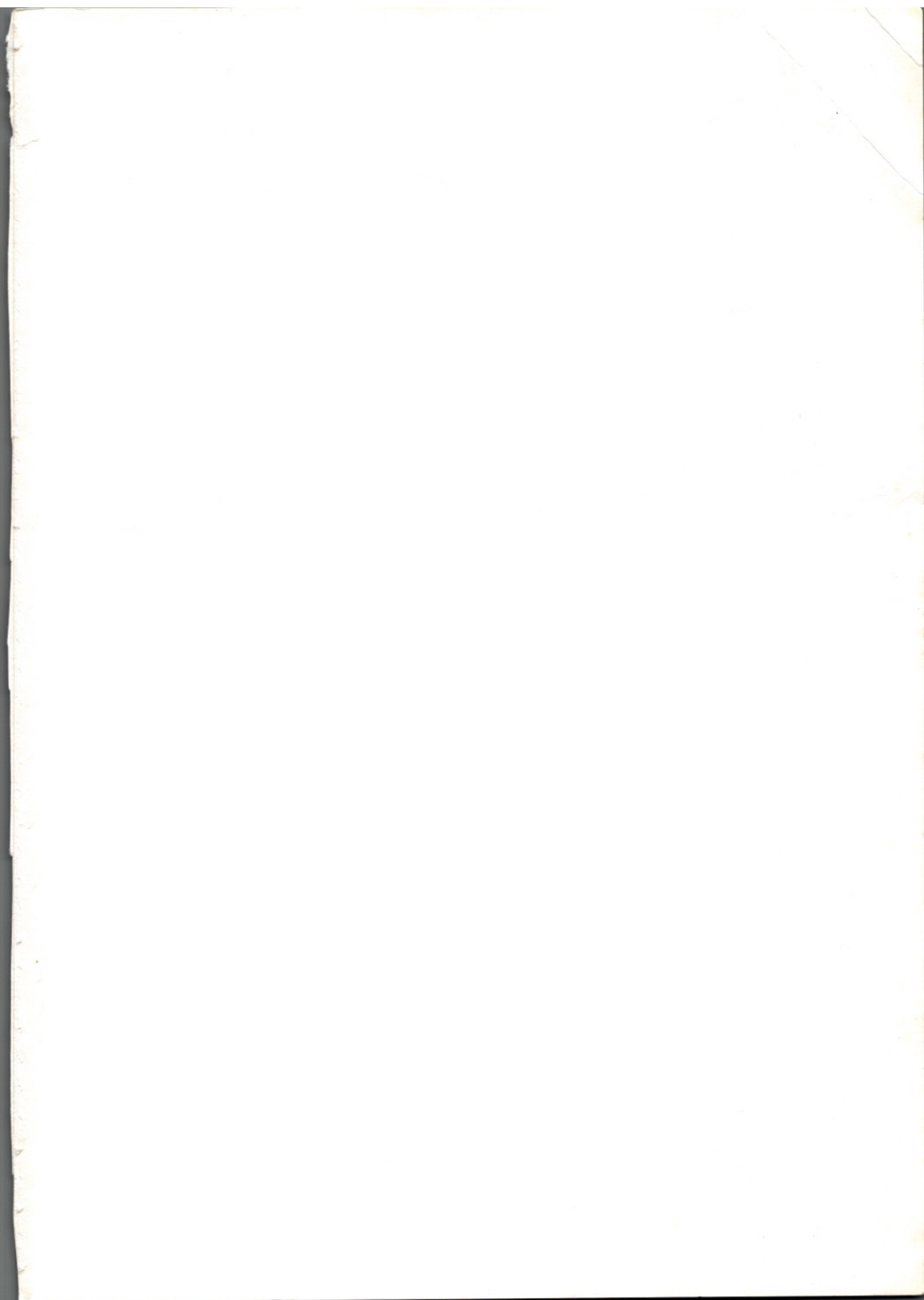
最も一般的な妄想型の症状の例は以下のものである。

- (a) 被害妄想、関係妄想、高貴な生まれである、特別な使命をおびている、身体が変化したという妄想、あるいは嫉妬妄想。
- (b) 患者を脅したり患者に命令したりする幻声、または口笛の音、ハミングや笑い声という言語的形態でない幻聴。
- (c) 幻臭や幻味、あるいは性的か他の身体的感覚的な幻覚。幻視が出現することはあるが、優勢となることはまれである。

思考障害が急性状態で明らかになることはあるが、その場合も、典型的な妄想や幻覚は明瞭に陳述される。感情は、通常他の分裂病亜型ほど鈍麻していないが、軽度の不調和はふつうに見られ、易刺激性、易怒性、恐怖感、猜疑といった気分の異常として出現する。感情鈍麻や意欲減退のような「陰性」症状もしばしば現れるが、臨床像を支配することはない。

妄想型分裂病の経過は、部分寛解や完全寛解をとこなうエピソード性のこともあれば、慢性のこともある。慢性の例では、多彩な症状は年余にわたって持続しており、はっきりしたエピソードを区別するのは困難である。発病は破瓜型や緊張型より遅い傾向にある。

○妄想型分裂病の診断ガイドライン：分裂病診断のための一般的な診断基準を満たさなければならない。さらに幻覚、および／または妄想が顕著であるが、感情、意欲、会話の障害、緊張病性の症状は比較的目立たないものでなければならない。幻覚は通常、上記の(b)、(c)にあげた種類のものである。妄想はどのような種類のものでもありうるが、支配され、影響され抵抗できないという妄想、およびさまざまな種類の迫害を受けているという確信が最も特徴的である。



司法精神医学講演会記録

**「刑事責任能力判断の新たな動向」付録資料
裁判員法 模擬裁判における鑑定書モデル**

2008年7月15日発行

発行／社団法人 日本精神神経科診療所協会
医療観察法等検討委員会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル802号
TEL.03-3320-1423 FAX.03-3320-1426